

投資信託説明書(目論見書)

2009.07

BAS GAIN トラスト-

GAMトレーディングⅡ・ プロテクション・シリーズ・トラスト 0908 (豪ドル建)

ケイマン諸島籍 / 豪ドル建 / 契約型 / オープンエンド / 外国投資信託(単位型)

<お申込みは>



<管理会社は>

GAM GAM ストラクチャード・
インベストメンツ・リミテッド

*本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託説明書(交付目論見書)

2009.07

BAS GAIN トラスト-

GAMトレーディングⅡ・ プロテクション・シリーズ・トラスト 0908 (豪ドル建)

ケイマン諸島籍 / 豪ドル建 / 契約型 / オープンエンド / 外国投資信託(単位型)

<お申込みは>



<管理会社は>

GAM GAM ストラクチャード・
インベストメンツ・リミテッド

*本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

【金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項】

「BAS GAINトラスト-GAM トレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト 0908（豪ドル建）」は、元本確保型債券への投資を通じて、パフォーマンス連動先のファンドである「GAM トレーディングⅡ インク(豪ドル建新規無議決権付株式クラス)」、およびゼロ・クーポン債に相当する部分の価格変動の影響を受けることにより、受益証券の価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。また、これらに加え、為替の変動により、円貨で比べた場合に投資元本を割り込むことがあります。「BAS GAINトラスト-GAM トレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト 0908（豪ドル建）」は、買戻申込みから資金化まで一定の期間を要すること、買戻日1日あたりの買戻請求総額が管理会社の決定する一定額を超過した場合には、超過分にかかる買戻請求については次回の買戻日へ繰り越して取り扱う場合があることにご留意ください。

「BAS GAINトラスト-GAM トレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト 0908（豪ドル建）」

勧誘にかかる販売会社によるプロファイリングについて

「BAS GAINトラスト-GAM トレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト 0908（豪ドル建）」の設定申込にあたりましては、『「BAS GAINトラスト-GAM トレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト 0908（豪ドル建）」勧誘にかかるプロファイリング確認書』にてご回答いただく事項をすべて満足していただくことが条件となります。

1. 私は、米国人(米国居住者を含む)もしくはケイマン人(ケイマン居住者を含む)ではありません。米国人もしくはケイマン人となった場合は、速やかに貴行に届け出ます。
2. 外貨建ての資産運用について十分に理解しており、ポートフォリオの分散という観点からも外貨建ての資産運用は望ましいと考えていること。当ファンドは豪ドル建てであり、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも為替変動等により、円換算ベースでは損失を被ることがあることを理解し承知していること。過去のいかなる実績も将来の実績を示唆・保証するものではないことを理解し承知していること。
3. 有価証券等の取引について十分に理解しており、当ファンドの実質的な投資先ファンドにおける先物・オプション取引を用いた投資に関するメリットやリスクについても十分に理解の上で、これを承知していること。
4. 今回の投資金額が全保有金融資産の5分の1以下であり、今回の投資が余裕資金を充当しているため、本件で仮に損失が発生したとしても自己の資金繰り等に重大な支障をきたすことが無いと判断していること。このファンドは原則として収益分配を行わないので、現金配当を必要とする投資家には不向きであることを承知していること。
5. 当ファンドは、買戻しの機会が原則として毎月の買戻日のみと限定されていること、買戻し申込から資金化までに相当の日数(通常3~4ヵ月程度)を要すること、および市場環境の急変等により当初予定よりも資金化の遅延があり得ることを承知していること。
6. 元本が確保されるのは当ファンドの主要投資対象である元本確保型債券であり当ファンドに対する元本確保はないこと、元本確保型債券における元本確保は満期日のみであり当ファンドの買戻請求に応じるため等の理由で途中償還される元本確保型債券の元本は確保されないこと、および元本確保型債券は発行体の信用リスクに依存することを理解していること。
7. 当ファンドにかかる受益証券の買戻し(換金)は、買戻日1日あたりの買戻請求総額が管理会社の決定する一定額を超過した場合には、超過分にかかる買戻請求については次回の買戻日へ繰り越して取り扱う場合があることを承知していること。

以上

1. この目論見書により行うBAS GAINトラストーGAMトレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト0908（豪ドル建）（以下「ファンド」といいます。）の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年6月26日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成21年7月12日に生じております。
2. 交付目論見書は、金融商品取引法第15条第2項の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書です。
3. 請求目論見書（記載事項等については交付目論見書「第二部 ファンド情報 第4 ファンドの詳細情報の項目」をご参照下さい。）は、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっておりますが、便宜上、交付目論見書と併せて掲載しておりますので御留意下さい。
4. ファンドは投資信託であり、元本の保証はなく、値下がりのリスクがあります。
5. ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様にご帰属いたします。

ご 留 意 事 項

下記の事項は、この投資信託（以下「ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

ファンドの受益証券一口当たり純資産価格は、組み入れた有価証券の値動き、為替相場、金利水準の変化等の影響により変動しますので、投資元本を割り込むことがあります。

記

■ファンドに係るリスクについて

ファンドは、主として、GAM トレーディングⅡインク（豪ドル建新規無議決権付株式クラス）（以下「参照ファンド」といいます。）に連動する4倍のレバレッジがかけられたワラントに対するエクスポージャーを提供する債券（以下「本債券」といいます。）に投資しますので、参照ファンドのパフォーマンスの悪化や本債券の価格の下落、本債券発行会社の倒産や財務状況の悪化、金利および為替等の影響により、ファンドの受益証券一口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。

さらに、参照ファンドは、集団投資ビークルまたは別個のポートフォリオへの投資を通して、株式、確定利付証券、金融先物等に実質的に投資しますので、これらの集団投資ビークルまたは別個のポートフォリオのパフォーマンスの悪化や組入証券等の価格の下落、金利および為替等の影響により、ファンドの受益証券一口当たり純資産価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券一口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

■ファンドに係る手数料等について

■お申込手数料

申込手数料はかかりません。

■お買戻手数料

購入された時期にかかわらず、受益証券が当初発行日から5年以内に買戻される場合、買戻しを請求した投資者には早期買戻手数料がかかります。当該手数料は、当初発行日後1年以内に買戻される場合には受益証券一口当たりの当初発行価格の5%、当初発行日後2年目（1年超、2年以内）に買戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の4%、また当初発行日後3年目（2年超、3年以内）に買戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の3%、当初発行日後4年目（3年超、4年以内）に買戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の2%、当初発行日後5年目（4年超、5年以内）に買戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の1%、その後は0%となります。

さらに、買戻しをする投資者は、当初発行日から当初5年間、買戻した受益証券に係る未償却シリーズ・トラスト費用の一部割合を負担します。当該費用の正確な決定は、ファンドの発行規模が確定する当初発行日にのみ可能です。ファンドの存続期間中のシリーズ・トラスト費用の総額は135万豪ドルになると見込まれています（当初発行日に決定されます。）。概算で費用は5年間にわたり毎月0.045%で償却される予定です。実際の割合はファンドの設定規模によります。買戻した投資者の費用の一部割合は、当初発行日から当初5年間、当初発行価格の割合として以下のように算出されます。

$$[\text{シリーズ・トラスト費用総額}] \times \left(\frac{6 - [\text{当初発行日からの暦年}]}{5} \right) \times \left(\frac{1}{[\text{発行済み受益証券総口数}] \times [\text{受益証券一口当たり当初発行価格}]} \right)$$

■管理報酬等

下記の管理報酬等ならびに本債券および参照ファンド等に係る費用が生じます。

ファンドに係る報酬および費用

受託報酬：年10,000米ドル。

管理事務代行報酬：純資産価額の年率0.10%（ただし、年間で25,000米ドルを下回らないものとします。）。

保管報酬：純資産価額の年率0.0175%

トレーリング販売手数料：投資総額の年率0.40%（トリガー事由が発生している場合を除きます。）

償却手数料：発行日から本債券の存続期間中の最初の60暦月の間、投資総額の月率0.1292%（例示であり、発行日に決定されます。）

償却手数料には、受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、すべての運営費用（継続中の公募届出費用についての外部弁護士費用、監査報酬、年次報告費用、翻訳費用および最終投資者に提供される年次財務報告書費用を含むがこれらに限られません。）、および創業費用（250,000豪ドル以下の見込み。）等が含まれます。これらの費用は運用状況等により変動するため事前に料率または上限額を表示することができません。

本債券に係る報酬および手数料

現金貸付金利：豪ドル1か月 LIBOR+1.50%（月間固定）

これらの費用は運用状況等により変動するため事前に料率または上限額を表示することができません。

参照ファンド等に係る報酬および費用

参照ファンド手数料：参照ファンドの純資産価額の年率 1.78%

参照ファンドの投資先ファンドのトレーディング・アドバイザーに係る報酬（固定報酬、成功報酬その他）、別途参照ファンドにかかる費用（運用費用、配当費用等を含みます。）ならびに間接的にトレーディング・アドバイザーにより運用される投資信託または勘定にかかる類似の費用につき比例按分額を負担します。これらの費用は運用状況等により変動するため事前に料率または上限額を表示することができません。

※上記の報酬等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有されている期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「手数料等及び税金」をご覧ください。

以 上

交 付 目 論 見 書

BAS GAINトラストー
GAMトレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト0908 (豪ドル建)
(BAS GAIN Trustー
GAM Trading II Protection Series Trust 0908(AUD))

平成 21 年 6 月 26 日 有価証券届出書提出

発 行 者 名 : GAM ストラクチャード・インベストメンツ・リミテッド
(GAM Structured Investments Limited)

代表者の役職氏名 : 取締役 マイケル・ケースバイ
(Michael Caseby, Director)
取締役 マイケル・リベッターカルナック
(Michael Rivett-Carnac, Director)

本店の所在の場所 : チャネル諸島、ガーンジーGY1 4BS、セント・ピーター・ポート、
レフェブル・ストリート、レフェブル・コート、私書箱 87
(P.O. Box 87, Lefebvre Court, Lefebvre Street, St. Peter Port,
Guernsey GY1 4BS, Channel Islands)

代理人の氏名又は名称 : 弁護士 中 野 春 芽
同 橋 本 雅 行

代理人の住所又は所在地 : 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

届出の対象とした募集

募集外国投資信託受益証券に : BAS GAINトラストー
係るファンドの名称 GAMトレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト0908
(豪ドル建)
(BAS GAIN Trustー
GAM Trading II Protection Series Trust 0908(AUD))

募 集 外 国 投 資 信 託 : 2 億 5, 000 万 オーストラリア・ドル (約 178 億 2, 750 万円)
受 益 証 券 の 金 額 (注) オーストラリア・ドル (以下「豪ドル」という。) の円貨換算は、平成 21 年 4 月
30 日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1 豪ドル
= 71. 31 円) による。以下同じ。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	8
3 投資リスク	22
4 手数料等及び税金	36
5 運用状況	41
6 手続等の概要	42
7 管理及び運営の概要	44
第2 財務ハイライト情報	47
第3 外国投資信託受益証券事務の概要	48
第4 ファンドの詳細情報の項目	49
別紙A 定義	50

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

BAS GAINトラストーGAMトレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト0908（豪ドル建）

(BAS GAIN TrustーGAM Trading II Protection Series Trust 0908(AUD))

(注) GAMトレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト0908（豪ドル建）（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるBAS GAINトラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。本書の日付現在、トラストは、本ファンドを含む5本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

受益証券は、記名式無額面受益証券（以下「受益証券」という。）である。

格付は取得していない。

受益証券は単位型である。

(3) 発行（売出）価額の総額

2億5,000万豪ドル（約178億2,750万円）

(注1) 豪ドルの円貨換算は、平成21年4月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝71.31円）による。以下同じ。

(注2) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、受益証券は豪ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り豪ドル貨をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4) 発行（売出）価格

受益証券1口当たり100豪ドル

(5) 申込手数料

申込手数料は徴収されない。

(6) 申込単位

10口以上10口単位（ただし、GAMストラクチャード・インベストメンツ・リミテッドが任命する販売会社（以下「日本における販売会社」という。）は投資者について自らの最低投資額を定めることができる。）

(7) 申込期間

平成21年7月13日（月）から同年8月26日（水）まで

（以下「当初申込期間」ということがある。）

(8) 申込取扱場所

ファンドの申込取扱場所は日本における販売会社である。日本における販売会社については、下

記に照会することができる。

株式会社新生銀行 リテール商品部

電話：03（5223）6906

（注）上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（9）払込期日

申込金額は、平成21年8月31日（月）（以下「当初発行日」という。）の午後3時（英国時間）までに日本における販売会社によってGAM ファンド・マネジメント・リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）の資金徴収口座に支払われなければならない。投資者は日本における販売会社または販売・買戻取扱会社（後記「（12）その他、（ロ）引受等の概要、②」に定義される。）に平成21年8月26日（水）（以下「当初申込終了日」という。）までに申込金額を払い込むものとする。

（10）払込取扱場所

前記「（8）申込取扱場所」に定める日本における販売会社。払込取扱場所については、下記に照会することができる。

株式会社新生銀行 リテール商品部

電話：03（5223）6906

（11）振替機関に関する事項

該当事項なし。

（12）その他

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

① 日本における販売会社は、GAM ストラクチャード・インベストメンツ・リミテッド（以下「管理会社」という。）およびスポンサーであるGAMリミテッド（GAM Limited）との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約（以下「販売契約」という。）に基づき、受益証券の募集および買戻しを行う。

② 日本における販売会社は、管理会社に対し、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下、日本における販売会社とあわせて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けた受益証券の申込みおよび買戻請求の取次ぎを行う。

（注）「販売・買戻取扱会社」とは、販売会社または管理会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

③ 管理会社は、株式会社新生銀行をファンドに関して代行協会員に指定している。

（注）「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券一口当たり純資産価額の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいう。

（ハ）申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」と

いう。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

投資者が販売取扱会社との間でその他の通貨で支払うことを合意した場合を除き、申込金額は、豪ドル貨で支払われる。

申込金額は、日本における販売会社により当初発行日の午後3時(英国時間)までに、管理事務代行会社に対し豪ドル貨で払い込まれる。なお、投資者は販売取扱会社に当初申込終了日までに申込金額を払い込むものとする。

(二) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われない。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

GAMトレーディングII・プロテクション・シリーズ・トラスト0908(豪ドル建)(以下「ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるBAS GAINトラスト(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである。本書の日付現在、トラストは本ファンドを含む5本のシリーズ・トラストにより構成されている。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。追加のサブ・ファンドは、受託会社と管理会社との間の信託証書の補遺により設定することができる。

ファンドは、バンク・ジュリアス・ベア・アンド・カンパニー・リミテッドのガーンジー支店(ムーディーズによる格付はAa3)が発行する元本確保型債券(以下「本債券」という。)に投資する。本債券は、本債券の満期日において100%の元本確保(後記「2 投資方針、(2) 投資対象、本債券の概要」に定義されている。)を提供する。本債券は、参照ファンドに連動する4倍のレバレッジがかけられたワラントに対するエクスポージャーを提供する。参照ファンドは、トレーディングおよびマクロ戦略に投資するファンド・オブ・ヘッジファンズである。

ファンドにおける信託金の限度額は、2億5,000万豪ドル(約178億2,750万円)である。

b. ファンドの特色

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立され、したがって、ファンドは投資者から受益証券を買戻すことができる。

管理会社および/または管理会社から任命されたいかなる者も、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有する。

ファンドは、当初発行日から終了日まで約8年9か月間存続する。受益者は、日本における販売会社を通じて、管理事務代行会社に対し、ファンドの受益証券一口当たり純資産価額(以下「買戻価額」という。)から早期買戻手数料および未償却シリーズトラスト費用(適用ある場合)を差し引いた金額で、受益者が保有する10口以上10口単位の受益証券を買戻日において買い戻すよう請求することができる。

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
GAM ストラクチャード・インベストメンツ・リミテッド (GAM Structured Investments Limited)	管理会社	平成18年9月22日付で信託証書（信託証書補遺により改訂済）を受託会社と締結。信託財産の運用・管理、受益証券の発行、買戻しならびにトラストおよびファンドの終了について規定している。 平成21年1月9日付で変更および再録投資運用契約（平成21年6月16日付で改訂済）を受託会社と締結（注1）。トラストに関する運用業務について規定している。
ジュリアス・ベア・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (Julius Baer Trust Company (Cayman) Ltd.)	受託会社	平成18年9月22日付で信託証書（信託証書補遺により改訂済）を管理会社と締結。上記に加え、トラストおよびファンドの資産の保管について規定している。
GAMファンド・マネジメント・リミテッド (GAM Fund Management Limited)	管理事務代行会社	平成18年9月22日付で管理事務代行契約（平成21年6月16日付で改訂済）（注2）を管理会社と締結。管理事務代行業務および登録事務代行業務の条件について規定している。
フォルティス・バンク （ニーダーランド）エヌ・ヴィ (Fortis Bank (Nederland) N.V.)	保管会社	平成18年9月22日付で保管契約（平成21年6月16日付で改訂済）（注3）を管理会社と締結。保管会社の責任について規定している。
株式会社新生銀行	代行協会員	平成21年6月16日付で管理会社との間で代行協会員契約（注4）を締結。代行協会員業務について規定している。

（注1） 変更および再録投資運用契約とは、受託会社に任命された管理会社が、ファンドに対し運用業務を提供することを約する契約である。

（注2） 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドに対し管理事務代行業務および登録事務代行業務を提供することを約する契約である。

（注3） 保管契約とは、管理会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約である。

（注4） 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出ならびに受益証券一口当たり純資産価額の公表その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約である。

③ 管理会社の概況

管理会社：	GAM ストラクチャード・インベストメンツ・リミテッド (GAM Structured Investments Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ガーンジーの法律に基づき設立され、1987年ガーンジー投資者保護法（改正済）に基づき、ガーンジー金融サービス委員会の投資業部門により規制投資業を行う免許を得ている。	
2. 事業の目的	管理会社の目的は、集団投資スキーム、一般有価証券およびデリバティブに関して、制限された販売、申込み、登録、取引、運営、管理および広告業務を行うことである。	
3. 資本金の額	管理会社の平成20年12月末日現在の資本金は、50,000米ドル（約489万円）である。 (注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円換算額は、平成21年4月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=97.78円）による。以下同じ。	
4. 沿革	平成17年10月10日設立	
5. 大株主の状況	名 称：GAM（スイス）AG 所在地：スイス、チューリッヒCH-8034、クラオゼシュトラ ーセ10 (Klausstrasse 10, CH-8034 Zurich, Switzerland)	所有株式数 50,000株 (100%)

(注) 平成21年5月20日付でジュリアス・ベア・ホールディング・リミテッドの取締役会は会社を2つのスイス証券取引所の上場会社に分割する予定であることを公表した。一つは、プライベート・バンキングだけに集中するジュリアス・ベア・グループ・リミテッドであり、もう一つはアクティブ資産運用を専業とするGAMホールディング・リミテッドである。本取引は平成21年第3四半期の終わりに行われる予定であるが、株主および監督当局の承認を条件としている。

より詳細な情報は、www.juliusbaer.comおよびwww.gam.comから取得することができる。本書届出日現在、ジュリアス・ベア・グループ・リミテッドおよびGAMホールディング・リミテッドの企業再編は、ファンドに重大な影響を与えないものと予想される。

2 投資方針

(1) 投資方針

I. ファンドの投資目的および投資方針

ファンドは、バンク・ジュリアス・ベア・アンド・カンパニー・リミテッドのガーンジー支店（ムーディーズによる格付はAa3）が発行する本債券に投資する。本債券は、本債券の満期日において100%の元本確保を提供する。本債券は、参照ファンドに連動する4倍のレバレッジがかけられたワラントに対するエクスポージャーを提供する。参照ファンドは、トレーディングおよびマクロ戦略に投資するファンド・オブ・ヘッジファンズである。参照ファンドの投資目的および投資方針は、後記「II. 参照ファンドの投資目的および投資方針」に記載の通りである。

ファンドは、その投資目的を達成するため、その資産を、本債券のみに投資する（該当する場合には現金および現金等価物の限定的な保有、ならびに最終買戻日から終了日までの期間を除く。）。本債券の要項は、後記「(2) 投資対象、本債券の概要」に記載される。

本債券はゼロ・クーポン債部分とワラント部分から構成される。ゼロ・クーポン債部分は、満期日において本債券の元本確保を確保する。ワラントは参照ファンドに対する4倍のレバレッジがかけられた投資として組成され、最低価額はゼロである。レバレッジのかけられたエクスポージャーを生み出すため、本債券は現金を借り入れる。4倍のレバレッジとは、各本債券に関し、ワラントの価額の4倍相当額が参照ファンドに投資される一方で、ワラントの価額の3倍相当額が借り入れられることを意味する。ワラントへの投資は、後記「(2) 投資対象」に定められる特定の規則に従い本債券の存続期間にわたりリバランスされる。

管理会社は、当初発行日から最終買戻日までの間、ファンドの資産の大部分を本債券に投資する予定である。かかる投資方針が維持されることを確保するため、ファンドが後記「7 管理及び運営の概要、④ ファンドの解散」に規定されるとおり受託会社および管理会社により早期に終了されない限り、管理会社は、本債券に実質的に類似する特性、投資目的および投資方針を提供する債券（以下「承継債券」という。）と本債券を交換することを選択することができる。本書における本債券への言及は、適切な場合、交換の行われた日から、承継債券への言及に読み替えられるものとする。

最終買戻日から終了日までの期間中、ファンドは、管理会社の裁量により、その全資産を短期金融商品または高格付短期債券に投資することができる。

受益証券の申込予定者は、後記「(2) 投資対象、本債券の概要」の全部を一読されることが強く勧められる。

ファンドの特色

1 多様な運用手法のトレーディング戦略により、絶対リターン^{※1}を追求する。

- 本債券を通じて、GAM社が運用するファンド・オブ・ファンズ^{※2}の中で、株式・債券・為替等の値動きとは比較的相関の低いトレーディング戦略に特化した分散投資により、あらゆる市場環境における収益の獲得を目指す。

2 20年の実績と優れたファンド・マネージャーへのアクセスを誇る“GAM(ギャム)社”^{※3}

- 本債券を通じて、20年におよぶ豊富な運用経験と優れたファンド・マネージャーへのアクセスを誇るGAM社が運用するファンド・オブ・ファンズである参照ファンドの投資成果への連動^{※4}を目指す。

3 豪ドル建にて、元本確保を目指す。

- スイスの大手プライベートバンク「バンク・ジュリアス・ヘア^{※5}」が発行する、豪ドル建元本確保型債券への投資を通じて、満期時に投資元本の確保を目指す^{※6}。

※1 市場の特定の方向性に左右されない運用損益のことをいう。「絶対にリターンが得られる」という意味ではない。

※2 いくつかの運用会社(ファンド・マネージャー)の投資信託を組み入れたものであり、ファンド・オブ・ヘッジファンズを含む。

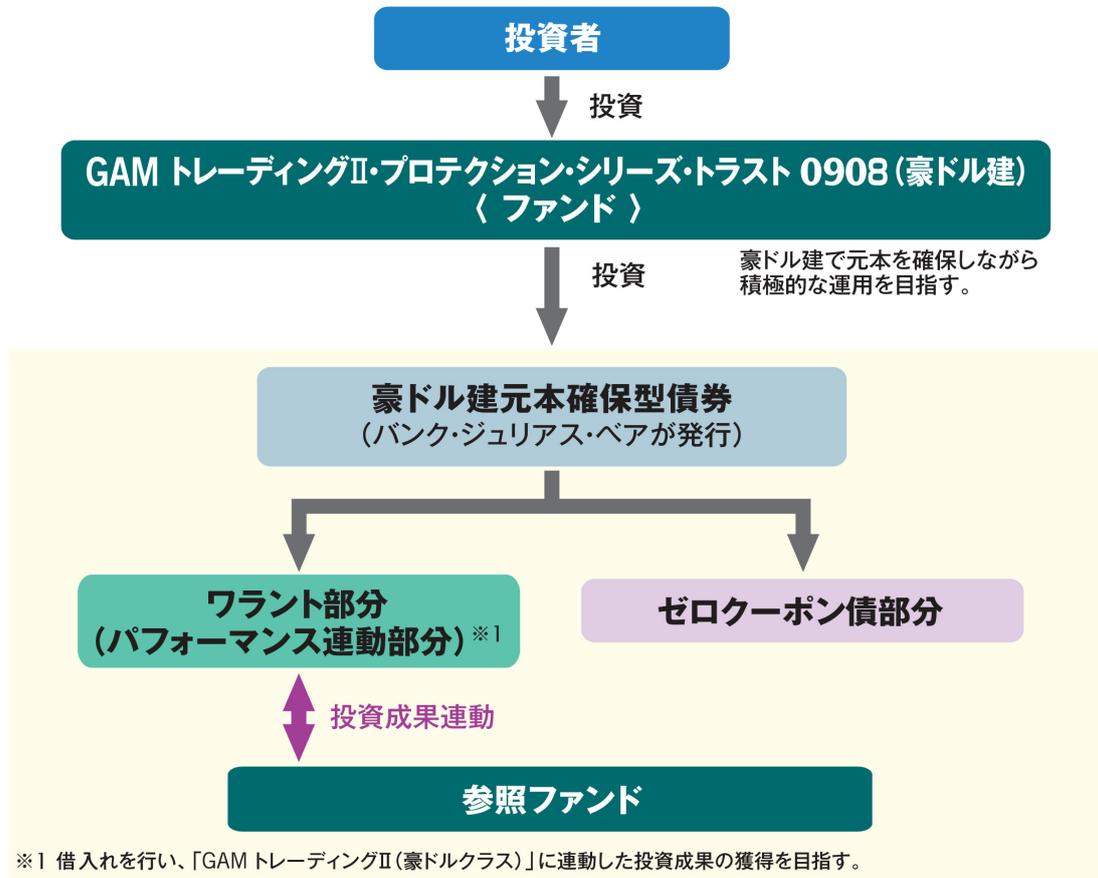
※3 「GAM ホールディングAG」およびその傘下のグループ会社(以下「GAM社をいう」をいう)。

※4 参照ファンドの投資成果に連動することを目指す。

※5 「バンク・ジュリアス・ヘア・アンド・カンパニー・リミテッド」(以下「バンク・ジュリアス・ヘアをいう」をいう)。

※6 元本確保はファンドではなく、本債券に限定されていることに留意すべきである。

ファンドの仕組み



- ファンドは、主として豪ドル建の元本確保型債券に投資する。元本確保型債券は、「ゼロクーポン債部分」と「ワラント部分」に分かれる。満期時に額面になる「ゼロクーポン債部分」に投資することにより、満期時に豪ドルベースでの元本の確保を目指す。
- 参照ファンドへの投資は、借入れを行うことにより、運用開始直後はファンドの当初投資額程度の連動率※2を見込んでいる。また、参照ファンドへの連動率は、運用期間中に変化する。
- 連動率は、参照ファンドのパフォーマンスが良い場合は上昇し、パフォーマンスが悪い場合は低下する。なお、連動率が0%になることもある。連動率が0%になった場合は、その後参照ファンドの組入れは行わない。
- 満期時前の中途買戻しの場合に元本を確保するものではないことに留意すべきである。

※2 詳細は、豪ドル金利状況等により、設定時に決定される。

II. 参照ファンドの投資目的および投資方針

参照ファンドの投資目的は、多様な投資手法および戦略を採用するトレーディング・アドバイザーにより運用される一もしくは複数の集団投資ビークルまたは別個のポートフォリオに資産を割り当てることにより、金融市場および商品市場への投資から長期的な元本の増加を達成することである。この投資目的は、トレーディング・アドバイザーのグループを用いて、参照ファンドの資産を主に様々な世界の市場に配分することにより追求される。

多様な投資手法および戦略を採用するトレーディング・アドバイザーにより運用される一または複数の選定された集団投資ビークルまたは別個のポートフォリオ（いずれの場合も、直接的に、または管理事務代行会社により管理される英領バージン諸島において別に設立された完全子会社もしくは一部保有子会社である投資会社（以下「所有会社」という。）を通じて）に自らの資産を投資することが、参照ファンドの標準的な方針である。かかる方法をもって、参照ファンドは、投資者に対し、選定されたトレーディング・アドバイザーの様々な手法および知識を提供するとともに、単一のトレーディング・アドバイザーに対する投資に関連するリスクおよびボラティリティを減じることを目指す。かかる割当てにGAMグループにより運用または助言される投資信託が含まれる場合がある。

トレーディング・アドバイザーにより運用される資産の配分の範囲は、投資運用者の裁量による。資産配分は、市場サイクルによって著しく異なる場合がある。投資先の市場にかかる規制は存在しない。トレーディング・アドバイザーは、原則として、「マネージド・フューチャー業」に関わる者または主として先物もしくは関連商品を利用する者に限定する。グループとして様々な積極的取引戦略を採用し、かつ商品、通貨・金融先物、先渡契約、オプション、ワラントを含む様々な手法や商品および資金市場や証券市場を利用するトレーディング・アドバイザーが選ばれる。投資運用者は、様々な市場に対するエクスポージャーを監視し、ヘッジ目的または参照ファンドの投資目的を達成するためオプション、先物およびワラントを含むがこれらに限られない取引を行うことができる。

上記のとおり資産を配分することは参照ファンドの標準的な方針であるが、参照ファンドは、適切な状況において現金および現金等価物を保有し、または移行することができる。かかる状況には、再投資までの間または買戻しおよび費用支払のための預託現金の保有を含むがこれに限られない。

トレーディング・アドバイザーは、投資された資産の運用に際し、株式、オプション、ワラント、確定利付証券、金融先物および商品先物、為替先渡、店頭デリバティブ商品、活発な公開市場を有さない証券、優先株、転換社債、その他の金融商品のロング・ポジションおよびショート・ポジション、ならびに限定的な流動性または流動性のない証券または資産で、証券取引所またはその他の規制市場で上場されていないかまたは取引されていないものに投資を行うことを認められている。トレーディング・アドバイザーは、非流動性資産を保有する投資信託または投資ビークルの持分を償還する参照ファンドに対して大きな制限を課すことがある。トレーディング・アドバイザーは、かかる投資方針が適切であると判断した場合、何らの制限なく現金および現金等価物に投資することができる。

集団投資ビークルもしくは別個のポートフォリオからの清算もしくは買戻しの結果、または当該集団投資ビークルもしくは別個のポートフォリオにおける認められた投資運用において、参照ファンドは、直接または間接的に非流動的な株式または資産を保有しまたはエクスポージャーを

有することができる。

かかる投資方針は、参照ファンドの取締役が随時その裁量で変更することができる。管理会社が重要とみなす変更は受益者に通知される。

(2) 投資対象

本債券の概要

チャネル諸島、ガーンジー、セント・ピーター・ポートに所在するバンク・ジュリアス・ベア・アンド・カンパニー・リミテッドのガーンジー支店を通じて行為するバンク・ジュリアス・ベア・アンド・カンパニー・リミテッド（以下「本件銀行」という。）は、発行日に、下記の本債券を発行する。

下記の本債券の要項における本債券の発行手取金のワラントへの投資ならびにワラントから参照ファンドおよび現金コンポーネントへの投資への言及（現金貸付、現金預託、利息、運用手数料および類似の手数料への言及を含む。）は、計算のみを目的として名目上行われるものである。発行体、リスク・モニターおよび／または計算代理人は、その絶対的な裁量により、ヘッジ活動に関連して本債券の発行手取金の投資方法を決定する。

8年6か月満期の本債券は、満期日において100%の元本確保を提供し、参照ファンドのパフォーマンスに連動する4倍のレバレッジがかけられたワラントに対するエクスポージャーを提供する。ワラントのレバレッジ・ファシリティは変動的で、参照ファンドのパフォーマンスに基づき定期的に調整することができる。ワラント価値の最低額はゼロである。

本債券の要項の概要

発行体	ガーンジー、セント・ピーター・ポートに所在するバンク・ジュリアス・ベア・アンド・カンパニー・リミテッドのガーンジー支店
発行体の格付	Aa3（ムーディーズ）
リード・マネージャー	ガーンジー、セント・ピーター・ポートに所在するGAMストラクチャード・インベストメンツ・リミテッド
リスク・モニター	ガーンジー、セント・ピーター・ポートに所在するGAMストラクチャード・インベストメンツ・リミテッド
計算代理人	ガーンジー、セント・ピーター・ポートに所在するGAMストラクチャード・インベストメンツ・リミテッド
発行日	2009年8月31日（月）
当初調整日	発行日以降の最初の取引日
最終調整日	2018年1月31日（水）
満期日	2018年2月28日（水）
債券保有者	BAS GAINトラストーGAMトレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト0908（豪ドル建）（単独の債券保有者）
債券に関する権利	早期に終了されない限り、本債券は、満期日に満了する。債券保有者は、本債券の要項に従い、満期日に発行体から満期償還金を受領することができる。

満期償還金	本債券一口当たり満期償還金は、以下の額に相当する。 $R_{mat} = D \times PP + \max[WW_{final}, 0]$ この場合： ・ D とは、額面であり、 ・ PP とは、元本確保であり、 ・ WW_{final} とは、最終調整日に関して決定されるワラント価値である。
債券営業日	ガーンジー、ダブリン、チューリッヒ、ロンドン、オーストラリア、汎欧州即時グロス決済 (TARGET) システム
休日調整	翌債券営業日
最低発行額	50,000,000豪ドル
通貨	豪ドル
額面	1,000豪ドル
元本確保	満期日において、かつ満期日に限り、額面に対する割合の100%
トレーディング販売手数料	額面の年率0.40% (トリガー事由が発生している場合を除く。)
償却手数料	発行日から本債券の存続期間中の最初の60暦月の間、額面の月率0.1292% (例示であり、発行日に決定される。)
参照ファンド手数料	参照ファンドの純資産価額の年率1.78%
利息	なし。
ワラント係数	当初ワラント配分 額面に対する割合の28.79% (例示であり、発行日に決定される。) 参照ファンド 当初調整日現在、参照ファンドは、それぞれの個別加重 ₁ による以下の個別原資産 ₁ が含まれる： GAMトレーディングIIインク (豪ドル新規無議決権付株式クラス) (ISIN VGG3723K4708) : 100%
	当初参照ファンド配分 参照ファンド価値と現金コンポーネント価値の合計額に対する割合の400%
	目標参照ファンド配分 参照ファンド価値と現金コンポーネント価値の合計額に対する割合の400%
	現金貸付金利 豪ドル1か月LIBOR + 1.50% (月間固定)
	現金預託金利 豪ドル1か月LIBOR - 0.10% (月間固定)
ワラント価値	発行日 (同日を含む。) から最終調整日までの間の日 (t 日) におけるワラント価値は、 $WW_t = RV_t + CC_t$ である。 この場合： ・ RV_t とは、 t 日における参照ファンド価値であり、 ・ CC_t とは、 t 日における現金コンポーネント価値である。 当初調整日において、当初ワラント価値は、 $WW_0 = 287.90$ 豪ドル (例示であり、発行日に決定される。) である。
参照ファンド価値	発行日 (同日を含む。) から最終調整日までの間の日 (t 日) における本債券一口当たり参照ファンド価値は、

$$RV_t = \sum_{i=1}^{IUA} N_{t,i} \times NAV_{t,i} \text{ である。}$$

この場合：

- ・ $N_{t,i}$ とは、 t 日における個別原資産 _{i} の株式数であり、
- ・ $NAV_{t,i}$ とは、 t 日における個別原資産 _{i} の株式の最新の推定純資産価額または最終純資産価額であり、
- ・ IUA とは、参照ファンドにおける個別原資産の数である。

当初調整日において、

- ・ $RV_0 = D \times IWA \times IRA$ 、この場合 IWA とは、当初ワラント配分であり、 IRA とは、当初参照ファンド配分である。
- ・ $RV_0 = 1,151.60$ 豪ドル（例示であり、発行日に決定される。）
- ・ $N_{0,i} = \frac{RV_0 \times IV_i}{NAV_{0,i}}$ この場合 IV_i とは、個別加重 _{i} である。

現金コンポーネント価値

発行日（同日を含む。）から最終調整日までの間の日（ t 日）における本債券一口当たり現金コンポーネント価値は、

$$CC_t = CD_t - CS_t - RF_t \pm SR_t \text{ である。}$$

この場合：

- ・ CD_t とは、 t 日における本債券一口当たり現金預託ポジションの額であり（現金預託に対する現金預託金利で複利計算される発行日以降の経過利息を含む。）
- ・ CS_t とは、 t 日における本債券一口当たり現金預託ポジションの絶対価値であり（現金貸付に対する現金貸付金利で複利計算される発行日以降の経過利息を含む。）
- ・ RF_t とは、発行日から t 日までに発生し複利計算される本債券一口当たりリスク・モニタリング手数料であり（ RF_t は、現金貸付金利で複利計算される。）
- ・ SR_t とは、 t 日における本債券一口当たり個別原資産の未払申込代金および未払償還代金である。未払申込代金および未払償還代金に利息は付されず、複利計算されない。
- ・ 各暦月の最終債券営業日において、 CD_t における一切のプラスの値は、 CS_t および RF_t の相殺に使用される。

当初調整日において、

$$CC_0 = D \times IWA \times (1 - IRA), CC_0 = -863.70 \text{ 豪ドル（例示であり、発行日に決定される。）である。}$$

リバランス事由

一切のリバランス通知日（ t 日）において、トリガー事由が発生している場合を除き、現存配分は、次のように定義される。

$$CA_t = \frac{RV_t}{RV_t + CC_t}$$

一切のリバランス通知日において、

$$\left| \frac{CA_t}{TRA} - 1 \right| \geq 3.0\% \quad \text{、かつ、} RV_t < D \times MRA \quad \text{の場合、}$$

この場合：

- ・ TRA とは、目標参照ファンド配分であり、
- ・ MRA とは、最大参照ファンド配分であり、額面に対する割合の150%であり、

参照ファンド価値および現金コンポーネント価値は、なるべく速やかにリバランス通知日（ t 日）に算定される現存配分に基づきリバランスされる。これにより、各個別原資産 i につき、

$$N_{t,i}^{new} = \min \left[\frac{(RV_t + CC_t) \times TRA \times AV_{t,i}}{NAV_{t,i}}, \frac{D \times MRA \times AV_{t,i}}{NAV_{t,i}} \right] \text{である。}$$

この場合、実際の個別加重 i は

$$AV_{t,i} = \frac{N_{t,i} \times NAV_{t,i}}{RV_t} \text{である。}$$

言葉で表現すると、 $N_{t,i}^{new}$ のリバランスは、リバランス後に t 日における計算参照ファンド価値が $D \times MRA$ を超えないように、上限が設けられる。

計算代理人は、最善の努力に基づいてのみリバランスを行う。計算代理人および発行体のそれぞれから、本債券の期間中いつでも目標参照ファンド配分が達成されるとの保証が与えられることはない。

トリガー事由

発行日（同日を含む。）から最終調整日（同日を含む。）までの間の日（ t 日）において、

$$\frac{-CC_t}{RV_t} \geq 95\% \quad \text{の場合、}$$

参照ファンドにおける個別原資産 i のすべての株式は、発行体により各個別原資産 i の書類に従い最善の努力に基づき可及的速やかに償還される。発行体により受領された本債券一口当たり償還手取金は、現金預託に投資される。

なお、トリガー事由の後、満期日まで参照ファンドに追加して参加することはできない。

計算規則および
複利計算規則

CD_t 、 CS_t および RF_t に対する利息は毎日計算される。ある暦月に計算される値は、当該暦月中に加算されるが、翌暦月の最初の債券営業日からのみ複利計算される。償却手数料は、毎月、発行日の応答日に計算され、流通価格に反映される。

取引日

各暦月の最終債券営業日または計算代理人により決定されるその他の日

リバランス通知日

当初調整日から最終調整日までの一切の債券営業日とするが、少なくとも各暦月の各15暦日とする。

流通市場	<p>発行体は、通常の市況において、本債券の存続期間中、ビッド・オファー・スプレッドを有した限定的な日々の流通市場を最善の努力を尽くして維持する意向である。ビッド・オファー・スプレッドは、以下の最低額である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行日後当初12か月の間は額面の5% ・発行日後13か月目から24か月目までの間は額面の4% ・発行日後25か月目から36か月目までの間は額面の3% ・発行日後37か月目から48か月目までの間は額面の2% ・発行日後49か月目から60か月目までの間は額面の1% ・それ以降は0%、 <p>および、上記に加えて、1年目から5年目までの間、すべての未償却シリーズ・トラスト費用を表章する発行済み額面総額の一定割合（発行日に定義される。）。</p> <p>本債券は、流通市場においてフラット・ベースで取引され、流通価格に追加の未経過利息は加算されない。</p> <p>本債券の流通価格は、特定の額面を下回る可能性があることに留意すべきである。</p>
調整事由 特別事由 ファンド特別事由 市場崩壊事由 発行体事由	<p>本債券の要項では、調整事由、特別事由、ファンド特別事由、市場崩壊事由および発行体事由の存在が予測されており、これらの発生は、計算代理人により判断される。</p> <p>これらの事由の発生は、特に、(i) 債券の価額の算定の遅滞、(ii) 本債券の要項の修正、(iii) 個別原資産の交換、(iv) 本債券の早期償還（早期償還金の支払をもたらす。）または(v) 本債券の現物での償還を招く恐れがある。</p>
発行体に関するリスク	<p>投資者は、発行体の信用リスクを負う。本債券の価額は、参照ファンドに係る事由のみならず、本債券の在続期間中を通じて変動する可能性のある発行体の信用力の一般的評価にも左右される。かかる評価は、通常、ムーディーズ等の格付機関から発行体またはその関連会社に対し付与される格付に依拠する。発行体は、スイス金融市場監督庁（FINMA）の慎重な監督に服する。</p> <p>本債券は格付を付与されておらず、発行体の格付は、本債券の格付予想を保証しない。本債券は、発行体の直接、非劣後、無条件かつ無担保の債務であり、かかる債務は、特に発行体が支払不能になった場合、発行体の当該時点および将来における他の一切の無担保かつ非劣後の各債務（制定法上の強行規定に基づき優先される債務を除く。）と同順位となる。発行体の支払不能は、当初投資額の部分的または全体的な損失を招く恐れがある。</p>
本債券の状況	<p>発行体を通じて行為する本件銀行の直接、非劣後、無条件かつ無担保の債務</p>

準拠法および裁判管轄

本債券は、スイス法を準拠法とし、チューリッヒ1を管轄地とするスイス、チューリッヒ州の普通裁判所の裁判管轄に服する。

本債券の発行要項に関する主な定義

調整事由

計算代理人の単独の判断に従って、発行日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの間に、下記のいずれかの事由が発生することは、「調整事由」を構成することがある。

- ① 関連する口数の個別原資産の分割、併合もしくは区分変更、または利益分配、資本組入等による既存の所持人に対する当該個別原資産の無償配当もしくは無償分配。
- ② 個別原資産の既存の所持人に対して（A）追加額の個別原資産、（B）個別原資産の配当および／または償還手取金を（平等に、または按分して）受け取る権利が付与されたその他の株式資本または有価証券、（C）スピントフ等の取引の結果として個別原資産が（直接的または間接的に）取得し、または所有する別の発行体の株式資本もしくは有価証券、または（D）その他の種類の証券、権利、ワラント等の資産が分配され、発行され、または配当として支払われること（いずれの場合も計算代理人が算定した実勢市場価格を下回る（現金またはその他の対価の）支払を引き換えとする。）。
- ③ 特別配当。
- ④ 現金、有価証券等を対価とする個別原資産による個別原資産の株式またはその他の持分の買戻し（ただし、ファンド関係書類に従って個別原資産の投資者が行う買戻しに関する場合を除く。）。
- ⑤ ファンド特別事由（ただし、計算代理人がファンド特別事由による本債券への経済的影響を考慮した調整を行うことが適切で、商業上合理的であり、特別事由が発生した場合に生じるような本債券の早期償還または個別原資産の入換えは不要であると判断することを条件とする。）。
- ⑥ 関連する個別原資産の理論価値を希薄化し、または圧縮する効果を有するその他の事由。

特別事由

計算代理人の単独の判断に従って、発行日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの間に、下記のいずれかの事由が発生することは、「特別事由」を構成することがある。

特別事由とは、履行が特別事由の影響を受ける個人または団体の合理的な支配の及ばない事由または事態（合理的に予見できたか否かを問わない。）をいい、下記などを含む（ただし、上記が一般的に意味することを制限しないものとする。）。

- ① 紛争行為、その他の国内または国際的な災害または危機の勃発または拡大。

- ② 本債券の償還に影響を及ぼす裁判所または政府機関による法律、規則または命令の制定、決定、公布または発布。
- ③ スイス連邦、英国、チャネル諸島、米国または上記の国の地方自治体の政府機関、行政機関、立法機関または司法機関が、それぞれの金融問題、財政問題または証券取引所に関連して、スイス、米国、英国または債券保有者が居住する法域の金融市場に重大な悪影響を及ぼす措置を講じた場合。
- ④ SIX SIS AG（スイスのサービス提供者）が閉鎖し、閉鎖から1週間以内に代替りの決済機関または保管機関と交代しない場合。
- ⑤ ファンド特別事由。
- ⑥ 発行体事由。

ファンド特別事由

計算代理人の単独の判断に従って、発行日から満期日までの間に、下記のいずれかの事由が発生することは、「ファンド特別事由」を構成する場合がある。

- ① いずれかの時に、個別原資産に関連して同様な効果、清算または計算の停止をもたらす、一時的または永久的な計算の中止、清算、解散、破産、支払不能またはいずれかの法域の適用法に基づく同様の事由。
- ② 個別原資産に関連して、関係法令が改正され、当該個別原資産を保有することが違法となり、納税債務その他の不利な税務ポジションを理由に大幅なコスト増を余儀なくされる影響を受ける場合。
- ③ 個別原資産の投資運用者またはファンド管理事務代行者がマネージャーまたは管理事務代行者を止めた場合（こうした変更が形式的、小規模または技術的なものである場合を除く。）。
- ④ 個別原資産の投資目的、投資プロセスまたは投資ガイドラインが大幅に変更されるか、またはその他の点で大きな変更があった場合（こうした変更が形式的、小規模または技術的なものである場合を除く。）。
- ⑤ 個別原資産の流動性、すなわち購入および買戻条件（一部または全部が現物による支払および／または買戻しの導入を含む。）が大幅に変更された場合。
- ⑥ 個別原資産の投資目的または投資ガイドラインの重大な違反があった場合。
- ⑦ 個別原資産が直接、または集団投資スキームを通じて投資する資産の種類が大幅に変更された場合。

- ⑧ (i) 個別原資産に対する権限を有する政府機関、司法機関または規制機関が当該個別原資産の登録または承認を取り消し、停止し、または撤回した場合、(ii) 個別原資産の法務、税務、会計または規制上の取扱いが変更され、個別原資産の価値もしくは個別原資産の投資者に悪影響が及ぶ可能性が高い場合、または(iii) 個別原資産または個別原資産の管理事務代行者もしくは助言者の運営に関連し、もしくは起因する活動が適用法に違反するとして個別原資産、管理事務代行者または助言者が政府機関、司法機関または規制機関による調査、司法手続または訴訟の対象となった場合。
- ⑨ 税制が変更され、本債券に関連して計算代理人または個別原資産が支払い、または受け取る代金の処理に悪影響を及ぼす場合。
- ⑩ ファンド管理事務代行者が何らかの理由(技術的または運営上の理由を除く。)で、通常純資産価額を公表する(それぞれの英文目論見書に定める)時間内に、個別原資産の株式の純資産価額を計算しなかった場合。
- ⑪ 個別原資産が(A) 計算代理人に引き渡すもしくは引き渡すよう手配することに同意した情報、または(B) 個別原資産もしくは個別原資産から授権された代表者の通常の慣行に従って、以前計算代理人に引き渡した情報を引き渡さず、または引き渡しの手配をせず、かつ、当該情報は、個別原資産に関する投資ガイドライン、資産配分方法またはその他の方針の遵守状況を監視するために計算代理人が必要とみなす場合。
- ⑫ 個別原資産または関係者の活動が、不定行為もしくは規則の違反を理由としてもしくはこれに類する理由により規制当局による調査の対象となっている場合、またはその結果として規制当局が課した制裁措置を受けている場合。
- ⑬ 個別原資産の清算、解散もしくは規制機関による承認、認可もしくは登録の取消し、または個別原資産もしくは影響する者の合併、分割、清算もしくは解散が起こった場合。
- ⑭ 個別原資産が何らかの理由で計算代理人のデュー・デリジェンスを遵守しなかった場合。
- ⑮ 個別原資産の株式の強制的買戻しを求められた場合。
- ⑯ 個別原資産の株式が異なる株式クラスに分割された場合。

発行体事由

計算代理人の単独の判断に従って、発行日(同日を含む。)から満期日(同日を含む。)までの間に、発行会社の合理的支配が及ばない下記のいずれかの事由(それぞれを「発行体事由」という。)の発生。

- ① 本債券に基づくエクスポージャーに関連してヘッジ業務を営む発行会社の能力を妨げ、または大幅に損なう事由（スイス連邦、チャンネル諸島またはそれらの国の地方自治体の政府機関、行政機関、立法機関または司法機関が、本債券に基づくエクスポージャーに関連する発行体のヘッジ業務が違法となるような措置を講じた場合を含むが、これに限定されない。）。
- ② 本債券を発行した発行体の経済基盤に重大な悪影響を及ぼす事由（本債券に基づくエクスポージャーに関連する発行体のヘッジ業務に関する発行会社の内部資金調達計画の変更および規制当局による追加資本規制の変更を含むがこれらに限定されない。）。
- ③ 本債券に基づく義務を履行し、または本債券に関連してポジションをヘッジする発行体の能力に重大な悪影響を及ぼし、または及ぼすことが合理的に予想される市場崩壊事由ならびに本債券に基づく義務を履行し、または本債券に基づく債務をヘッジするために発行体が保有するオプションその他の金融商品に関連してポジションをヘッジする発行体の能力に重大な悪影響を及ぼし、または及ぼすことが合理的に予想される、前記事由または事態に類する事由。

市場崩壊事由

計算代理人の判断に従って、最終設定日または満期償還金もしくはそのために必要な係数の計算もしくは算定に関するその他の日（以下「崩壊評価日」という。）に、下記の事由が発生し、または存在することをいう。

- ① 純資産価額の発表が中止され、停止されもしくは制限されている場合、または純資産価額を正確もしくは迅速に算定することができないと計算代理人が判断するその他の事由。
- ② 個別原資産が予定した時に買戻金を支払うことができないか、または支払を中止もしくは延期した場合。
- ③ 発行体および／または計算代理人が個別原資産における持分の申込みまたは買戻しを行うことができない場合。

ただし、計算代理人が上記の事由が重大であると判断することを条件とする。

早期償還金

特別事由の直前の本債券の公正市場価格をいい、計算代理人が算定し、発行体の実勢内部調達金利で割引いた早期償還日から満期日までの間の保証総額の早期償還日における現在価値相当額以上（満期日における元本確保額および早期償還日から満期日までの将来利息金額を含む。）。

(3) 運用体制

管理会社は、上記の制限された業務をGAM（スイス）AGに委託している。GAM（スイス）AGは、構築、取引および支援の専門家による社内専任チームを擁している。かかるチームは現在8名で構成されている。

管理会社は、1994年ガンジー会社法に基づき設立され、1987年ガンジー投資者保護法（改正済）に基づく免許を得ている。管理会社は、バンク・ジュリアス・ベア・アンド・カンパニー・リミテッド、ガンジー支店との間でコンプライアンス・サービス契約を締結している。企業統治およびリスク管理ならびにジュリアス・ベア・グループ内部および現地の方針および手続に関する書面を含む四半期毎の法務およびコンプライアンス・レポートが管理会社の取締役会に報告される。GAMおよびジュリアス・ベア・グループの一環としての管理会社の活動は、GAMおよびジュリアス・ベア・グループの法務、リスク管理および財務ならびに統治部門により継続的に監督される。

管理会社は従業員を有していない。すべての制限された活動は契約によりGAM（スイス）AGに委託されている。GAMおよびジュリアス・ベア・グループの一環としての管理会社およびGAM（スイス）AGの活動は、GAMおよびジュリアス・ベア・グループの法務、リスク管理および財務ならびに統治部門により継続的に監督される。

ファンドの関係当事者、受託会社および管理会社は、GAMおよびジュリアス・ベア・グループのメンバーであり、GAMおよびジュリアス・ベア・グループの法務、リスク管理および財務ならびに統治部門により継続的に監督される。

(4) 分配方針

ファンドは分配を行わない。

(5) 投資制限

以下の投資制限がファンドに適用される。

- ① 空売りされる証券の時価総額は、ファンドの純資産価額の合計額を超えないものとする。
- ② 一つの会社の議決権総数の50%を超えて、管理会社が運用を行うすべてのファンドのために取得することはできない。上記の割合は、買付時または時価で計算することができる。
- ③ ファンドの純資産の15%を超えて、私募株式、未上場株式または不動産等の容易に換金できない流動性に欠ける投資対象に投資することはできない。上記の割合は、買付時または時価で計算することができる。ただし、管理会社は、かかる投資対象が純資産価額の15%を上回る場合には価格の透明性を確保する。
- ④ 管理会社は、管理会社またはファンドの受益者以外の第三者の利益のために行われる取引等、ファンドの受益者の権利を保護するものではないか、またはファンドの資産の運用の適正を害するものとみなされる取引を行わないものとする。
- ⑤ ファンドは、(i) いかなる種類の株式にも投資を行わず、または出資を行わないものとし、(ii) その他の集団投資ファンドの株式または受益証券（株式に投資する契約型投資ファンドもしくは会社型投資ファンドの株式を含む。）に対する投資を行わないものとする。

借入制限

管理会社は、ファンドに関し、純資産価額の10%を上限とする借入権限を有している。ただし、管理会社は、ファンドに関する費用および経費の支払を満たすためにのみ借入れを行うものとする。

3 投資リスク

(1) 投資リスク

① ファンドに関連するリスク要因および特別勘案事項

ファンドは投機的投資とみなされる場合があり、完全な投資プログラムであることを意図しない。ファンドは、特別な状況において投資全額を失う等のファンドに投資するリスクに耐えうる精通した投資者のみを対象に設定されている。ファンドの純資産の実質的にすべては、本債券に投資される。本債券への投資には特定のリスクが含まれ、ファンドへの投資を予定する者は本債券に関連するリスク要因を熟読すべきである。さらに、ファンドに投資を行う前に下記のリスクを慎重に検討すべきである。

一般事項

ファンドへの投資は、一定のリスクを伴う。投資予定者は以下の特定のリスクを慎重に検討すべきであるが、かかるリストはすべてを網羅することを意図するものではない。

申込拒絶および失権

申込金がファンドに投資されていない期間中に、投資機会の喪失または現金価値の損失の可能性がある。

投資戦略／保証の不存在

ファンドの実績は、本債券の実績の影響を受ける。(GAMグループまたはその他の当事者いずれも) ファンドが投資目的を達成することを保証しない。

上場

受益証券はいかなる証券取引所においても上場または、取引されておらずまた、将来において受益証券に係るマーケット・メーカーは存在せず、その場合、投資者による受益証券の取引は困難となる場合がある。ただし、受益証券は本書の条件に従って買い戻すことができる。

ファンド・レベルではなく、本債券に限定される元本確保

本債券は、満期日において100%の元本確保が行われるように組成されている。ファンドは、本債券に投資するが、ファンド・レベルでは元本は確保されていない。

本債券は、満期日においてのみ元本が確保されている。本債券は、ファンドの存続期間中、発行価格および／または額面に元本確保を乗じた額を下回る額で取引されることがある。したがって、ファンドの純資産価額は、ファンドの存続期間中、当初発行価格を下回ることがある。

本債券は、ファンドの存続期間中、ファンド・レベルでの費用および手数料見積りを賄うよう組成されているが、ファンド・レベルでの予期しない事由により、終了日においてファンドのリターンが投資元本を下回る場合がある。

ファンドが、ファンドの終了日において投資元本以上のリターンを受益者にもたらすことができるかどうかは、ファンドが本債券に投資した額を本債券がファンドに返すことができるか否かに左右される。本債券は発行体の信用リスクにさらされる。発行体が不履行の場合、本債券は満期日において元本確保を履行することができない。さらに、本債券に早期償還をもたらす一定の事由が生じる場合がある。かかる場合、本債券からファンドに支払われる早期償還金は、本債券への当初投資元本額を下回ることがある。

本債券における参照ファンドの実績への依拠

ファンドの受益証券への投資の成功は、ファンドがエクスポージャーを有する本債券が投資目的を達成する能力に依拠する。本債券は、参照ファンドの実績に連動する4倍のレバレッジがか

けられたワラントに対するエクスポージャーを提供する。参照ファンドは、一定の市況において予期せぬリスクを伴う投資戦略を利用する場合がある。管理会社は、参照ファンドによる投資に対する支配を有しない。管理会社は、参照ファンドの投資運用者から一定の情報を受領することを予定しているが、管理会社は、参照ファンドに関する情報（参照ファンドによる投資に関する情報を含む。）につきアクセスを制限される。受託会社および管理会社のいずれも、参照ファンドの募集文書の開示にかかる適切性または正確性につき何らの責任も負わないものとする。参照ファンドの実績により、参照ファンド内のワラント価値がゼロになる場合がある。

また、ファンドは、本債券の早期終了時の場合において、本債券を最終買戻日前に交換することができる。かかる場合、承継債券の性質、投資目的または方針（発行体またはその報酬を含むがこれらに限られない。）は、原本債券の性質、投資目的または方針と異なる可能性がある。管理会社は、適切な承継本債券を見極める単独の裁量権を有する。見極められない場合、管理会社および受託会社は、ファンドを早期に終了する。

通貨

ファンドへの投資には、ファンドの基準通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを伴う場合がある。為替レートの変動は、ファンドへの投資の価額を上昇または下降させる場合があり、かつ獲得する配当および利益の価額に影響することがある。

限られた運用歴

ファンドおよび本債券は直近に組成されたもので、運用歴を有していない。参照ファンドの過去の実績は、将来の実績を示すものではない。

運営への不参加

受益証券に投資する者は、ファンドの運営またはその事業遂行に参加しない。ケイマン法に別段の定めがない限り、投資者は通常、管理会社に対する議決権行使、撤回、退任、交替その他にかかわらず、トラストの運営に影響を及ぼす権利を有さない。また、投資者はトラストが当事者であるか、または当事者となり得る契約を終了するかまたは終了を要求する権利を有していない。

借入れ

管理会社は、ファンドに関し、借入権限を有しており、ファンドの純資産価額に影響を及ぼす場合がある。借入額は、純資産価額の10%を上回らないものとする。ただし、管理会社は、ファンドに関する費用および経費の支払を充足するためにのみ借入れを行うものとする。

買戻しリスク

ファンドの存続期間中の買戻し価額は本債券の実績に左右され、早期買戻手数料および買い戻した受益証券に係る未償却シリーズ・トラスト費用（適用ある場合）により受益証券一口当たり純資産価額を下回る場合がある。一定の状況において、ファンドの存続期間中の買戻しが停止され、または買戻しの決済が予想し得ない期限遅延する場合がある。

ファンドの流動性に悪影響を及ぼす一定の市況において、ファンドは、本債券の要項に特定されるとおり、現金支払のためにまたはこれに代えて、参照ファンドが保有する一もしくは複数の集団投資スキームに係る持分またはその他の資産を受領することを余儀なくされる場合がある。投資者は、かかる資産がファンドに交付された時点では市場性がないことを了解しておくべきである。参照ファンドが保有する資産をファンドが受領した場合、管理会社は、自らが決定する価格で当該資産の換価処分を目指すことができる。ファンドが資産を受領した日から30日以内に換価処分を行うことができなかった場合、管理事務代行会社は、管理会社と協議の上、ファンドの

純資産価額を計算する目的において、かかる資産価値の評価をゼロとすることを決定することができる。資産の早期処分を目指す管理会社の決定またはこれらの評価をゼロとする決定はファンドに損失をもたらす場合がある。

② 本債券に関連するリスク要因および特別勘案事項

ファンドに投資を予定している者は、ファンドによる本債券への投資に関するリスク要因について熟読すべきである。

市場リスク

本債券の価額は、とりわけ参照ファンドの実績に依拠する。参照ファンドの過去の実績は、本債券の存続期間中における参照ファンドの将来の実績を示唆するものではない。本債券が投資目的を達成するとの保証はない。本債券への投資には、参照ファンドの投資対象に関連して内在するリスクを伴う。かかるリスクには、以下を含むがこれらに限られない。

参照ファンドへの投資（さらに第三者ポートフォリオ・マネージャーにより運用される投資信託または勘定への投資となり得る。）には、参照ファンドへの投資にかかる費用に加えて投資先であるポートフォリオ・マネージャーに対して支払う報酬が発生する。さらに、投資者は、参照ファンドおよび投資先であるビークルまたは勘定にかかる費用を比例按分して負担する。

参照ファンドの実績は、参照ファンドの投資運用者による投資についての投資信託およびポートフォリオ・マネージャーの選定ならびに選定された投資信託およびポートフォリオ・マネージャーの実績の影響を受ける。参照ファンドが投資目的を達成するとの保証はない。参照ファンドは、市場動向の影響を受ける。価格が上昇するかまたは損失を生じないとの保証はなく、また、参照ファンドへの投資は、本件のような種類の投資に内在するリスク（投資全額の損失を含む。）に耐え得る専門的かつ精通した投資者を対象としている。

参照ファンドのポートフォリオ内におけるデリバティブおよびレバレッジの利用は、レバレッジが市場エクスポージャーおよびボラティリティを増加させる可能性があるため、投資者は増大したリスクにさらされる。特定の時点における特定のデリバティブ契約について流動性のある市場が存在する保証はない。

参照ファンドの評価は、投資のために選定された投資信託およびポートフォリオ・マネージャーが提供する評価を参照して判断される。評価手続は毎回検討されるものの、参照ファンドの投資運用者は投資信託およびポートフォリオ・マネージャーが提供する評価の正確性を確認することができない。

参照ファンドが買戻しを行う能力は、そのポートフォリオの流動性により悪影響を受ける場合がある。

満期償還金は、本債券の存続期間中の参照ファンドのパフォーマンスの展開に左右される（通常、参照ファンドの「経路依存性」と表される。）。参照ファンドのパフォーマンスの不利な展開は、トリガー事由を生じさせる可能性がある。かかる場合、参照ファンドは清算され、事後、清算ファンドへの追加参加は行えない。

派生商品リスク

本債券は派生金融商品であり、集団投資スキームに関するスイス連邦法（改正済）（以下「CISA」という。）第119条以下に基づく外国集団投資スキームの受益証券として適格性を有しておらず、同法に基づき登録されていない。そのため、本債券はCISAに準拠しておらず、また、スイス金融

市場監督庁（FINMA）に監督されるものでもない。したがって、投資者はCISAに基づき提供される特定の投資者保護の利益を享受しない。

本債券への投資は、すべての投資者に適しているものではない。本債券への投資には、一定のリスクを受け入れる財務上の能力および意思が必要である。各投資予定者は、自らの本債券への投資の適性に関連する法律、税務、財務その他の勘案事項につき専門アドバイザーに相談すべきである。

レバレッジ

参照ファンドに対するワラント価値の400%を上限とするエクスポージャーを提供する本債券のワラントに含まれるレバレッジ機能は、大きな利益の可能性を提供する一方、ワラントの価値の大部分または全部を損失するリスク、ひいては本債券の価値の大部分を損失するリスク等の高度なリスクも内包する。借入金により実現された投資益は、レバレッジのない場合より早く本債券の価値を上昇させることができるが、レバレッジが市場エクスポージャーおよびボラティリティを増加させるため投資は増大したリスクにさらされる。投資収益がレバレッジ費用を下回る場合、本債券の価値はレバレッジ機能が備わっていない場合よりも早く下落することがある。

発行体の信用リスク

ファンドおよびその受益者は、本債券の発行体（以下「発行体」という。）の信用リスクを負う。

本債券の価額は、参照ファンドに係る事由のみならず、本債券の存続期間を通じて変動する可能性がある発行体の信用力の一般的評価にも左右される。かかる評価は、通常、ムーディーズ等の格付機関による発行体またはその関連会社に対する格付に依拠する。発行体は、スイス金融市場監督庁（FINMA）による慎重な監督に服する。

本債券は格付けされておらず、発行体の格付は本債券の格付予想を保証しない。本債券は、発行体の直接的、非劣後的、無条件かつ無担保の債務を構成し、かかる債務は、発行体の当該時点および将来における他の一切の無担保かつ非劣後の各債務のすべてと同順位とする。ただし、制定法上の強行規定に基づく優先債務についてはこの限りではない。

発行体の支払不能により、当初投資額の一部または全部を失う可能性がある。

合理的な裁量の行使

本債券の目論見書に特定されるとおり、発行体、リード・マネージャー、リスク・モニターまたは計算代理人（場合による。）は、一定の事由（リバランス、トリガー事由、調整事由、特別事由、早期償還事由および類似の事由）が生じたか否かを判断し、かつ本債券の価値または当該事由に関連するその他の要因を判断するか、または本債券を終了する裁量を有する。投資者は、かかる状況における発行体、リード・マネージャーまたは計算代理人（場合による。）による決定は、本債券の価額に悪影響を及ぼす可能性がある旨に留意すべきである。例えば、発行体、リスク・モニターまたは計算代理人（場合による。）は、調整が必要であるか、または当該時に本債券の代替または早期償還の原因となる特別事由が生じているかまたは存在すると判断する場合がある。かかる判断は、当該時の本債券の価値に影響を及ぼすことがある。発行体、リード・マネージャー、リスク・モニターおよび計算代理人のいずれも、本債券の目論見書の規定に従う合理的な裁量の行使の結果について責任を負わない。

早期償還のリスク

計算代理人は、本債券を満期日に限り償還する予定である。しかし、本債券の要項に記載する状況において、計算代理人は、本債券の存続期間中のいかなる時点においても本債券を早期に償還する（以下「早期償還」という。）限定的な権限を有している。当該事由の影響の決定に加えてこれら事由の発生は、計算代理人の単独の判断による。

早期償還は、いかなる市況においても、また、本債券の価値が、発行価格、ファンドによる本債券への当初投資額および／または額面に本債券の元本確保を乗じた額を上回っているかまたは下回っているかにかかわらず生じえる。かかる早期償還後、ファンドは、本債券の価値についての期待利益を実現することはできず、適用ある場合、参照ファンドのパフォーマンスに参加することもできない。

早期償還により本債券の要項に定義される早期償還金の支払が行われる。かかる早期償還金は額面に本債券の元本確保を乗じた額を下回る場合がある。

満期償還および買戻しにかかるリスク

早期に償還される場合を除き、本債券の満期償還金は、額面に元本確保を乗じた額以上に相当する。これは本債券の満期日において、かつ、満期日に限り適用があり、したがって、本債券はその存続期間中額面より少ない額で取引される場合がある。

流通市場で本債券を売却した代金は、ビット・オファー・スプレッドのため、本債券の価値を下回る場合がある。本債券の存続期間の1年目から5年目の間、相当の最低ビット・オファー・スプレッドが適用され、これは本書に定義される受益者に対する早期買戻手数料をもたらす。一定の状況において、流通市場を利用できない場合がある。

参照ファンドの流動性に悪影響を及ぼす一定の市況において、ファンドは、満期償還金、ストップ・ロス代金または本債券の要項に特定されるその他の現金支払のためにまたはこれに代えて、参照ファンドが保有する一もしくは複数の集団投資スキームにかかる持分またはその他の資産を受領することを余儀なくされる場合がある。当該集団投資スキームにかかる持分またはその他の資産は、ファンドに交付された時点では市場性はない。交付された持分および／または資産の価値はゼロになることもあり、ファンドは本債券を購入するための投資元本を失うリスクにさらされる。

通貨リスク

本債券への投資には、本債券の基本通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを含む場合がある。為替レートの変動は、本債券への投資の価額を上昇または下降させる場合があり、かつ、獲得する配当および利益の価額に影響することがある。

本債券および／または参照ファンドがヘッジ手法を用いる範囲で、目標としている効果が得られるとの保証はなく、また当該手法の採用につき何らの義務も存在しない。

参照通貨が豪ドルではない投資者は、本債券に投資する場合、本債券のレベルで更なる通貨リスクを負わなければならない。

レバレッジ費用

ワラントに内包されるレバレッジの利用に関連するみなし現金貸付費用は、本債券の価値に含まれる。

③ 参照ファンドに関連するリスク要因および特別勘案事項

参照ファンドへの投資には一定のリスクを伴う。投資者はファンドによる本債券への投資を通じて当該リスクにさらされる。本債券への投資のレベルで主に存在するリスクに加え、そのパフォーマンスに本債券のワラント部分が連動する参照ファンドに関連するリスクも存在する。参照ファンドに連動する投資に関連する下記のリスクは、網羅的であることを意図していない。

投資戦略／保証の不存在

参照ファンドの実績は、参照ファンドの投資運用者による投資信託およびトレーディング・アドバイザーの選定ならびに当該トレーディング・アドバイザーの投資決定により影響を受ける。(GAMグループまたはその他の当事者いずれも) 参照ファンドが投資目的を達成することを保証しない。

参照ファンドにかかる規制上の監督の不存在

参照ファンドは、規制されていない集団投資スキームであり、いかなる形の認可または規制上の監督にも服さない規制されていない集団投資スキームのポートフォリオに投資することができる。これらは、独立した保管人またはいかなる保管人も任命する必要はない。かかるスキームへの投資には高い潜在的リスクを伴う。

利益相反

参照ファンドの投資運用者、マネージャー、トレーディング・アドバイザー、管理事務代行者および保管人、ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者、参照ファンドの取締役ならびにこれに関連するか雇用される者または会社（以下、それぞれを「参照ファンド関係当事者」という。）は、参照ファンドと利益の相反を生じ得るその他の財務上、投資上または専門的な業務に関わっているか、または関わる可能性がある。参照ファンド関係当事者は、かかる活動に関連する利益につき責任を負わないものとする。

利益相反が生じた場合、参照ファンドの取締役はその権限の範囲で、公平にかつ一切の適用法および規制を遵守する方法で解決することを確実にすべく努力する。

参照ファンドの投資運用者およびその関係者は、その他の顧客のために類似の投資目的および戦略を有するその他の投資信託および勘定を運用する。一部ヘッジ・ファンド投資対象の利用制限および各投資信託および勘定に適用ある税務上、規制上、投資上、財務上およびその他の規制および勘案事項により、参照ファンドの投資運用者が運用する各勘定の実績は異なる場合があり、またすべての投資信託または勘定が同一トレーディング・アドバイザーおよび投資信託に投資を行うとは限らない。参照ファンドの投資運用者は、自らの各顧客および運用勘定間で投資機会を割り当てるにあたり、平等とみなす方法で行為する。

投資運用者およびその関係者が運用する異なる勘定および投資信託は、異なる投資条件または投資に関連する事項に従う場合がある。特に、一定の参照ファンドの株主に対して参照ファンドの投資先投資対象に関する追加情報の提供を授権する契約が随時締結される場合がある。かかる契約は、関連する株主に特有の状況に極めて限定して締結されている。

取引報酬

ブローカーまたはその他の者に対する手数料支払の対価として参照ファンドの投資運用者が注文の執行のほかにサービスを受け取る場合、投資運用者は、その裁量により、ブローカーまたはその他の者を通して参照ファンドのために取引を実行する場合がある。かかる商品またはサービスの性質は様々である、投資運用者は、かかるサービスが適用ある金融サービス機構の規則に

合致し、参照ファンドへの業務の提供にあたり投資運用者に資するものであることを確認する。

クロス・クラス・ライアビリティ

参照ファンドは複数のクラスを有し、将来、追加のクラスを設定することができる。しかし、参照ファンドは単一のものとして取扱われる場合がある。したがって、参照ファンドのすべての資産が、当該資産または債務が帰属する別個のクラスまたはポートフォリオにかかわらず、すべての各債務を弁済するために利用される場合がある。実務上、クロス・クラスまたはポートフォリオ・ライアビリティは、通常、クラスまたはポートフォリオが支払不能になるかまたは資産を使い果たし、すべての債務を弁済することができない場合にのみ生じる。かかる場合、他のクラスに帰属する参照ファンドのすべての資産は、支払不能となったクラスまたはポートフォリオの債務を弁済するために用いられる場合がある。

上場

参照ファンドの株式はいかなる証券取引所においても上場または取引されておらず、また、将来において株式に係るマーケット・メーカーは存在しない。かかる場合、投資者による株式の取引は困難となる場合がある。ただし、株式は参照ファンドの目論見書の条件にしたがって買い戻すことができ、過去の取引日にかかる株価は公表されるかまたは管理事務代行会社に要求することにより入手可能である。

市場リスク

参照ファンドのポートフォリオは、市場変動の影響を受ける。値上がりが生じることまたは損失が生じないことについて保証はない。資産配分は市場サイクルの間変化する場合がある。参照ファンドは、この種の投資に内在するリスク（投資者の投資全額の損失を含む。）に耐えうる専門的かつ精通した投資者を対象としている。

通貨および通貨ヘッジ

参照ファンドへの投資には、参照ファンドの基準通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを伴う。為替レートの変動は、参照ファンドへの投資の価値を上昇または下降させる場合があり、かつ獲得する配当および利益の価額に影響することがある。参照ファンドがヘッジ手法を用いる範囲で、費用が発生し、目標としている効果が得られるとの保証はない。

グローバルな証券投資

外国の発行体の証券への投資には、為替レートの変動、不安定な政治経済、外国の租税および規制、監査および報告基準の差異等の特別なリスクを伴う。新興市場の証券に対する投資に内在する政治的、規制上および経済的リスクは重大であり、世界の主要証券市場における投資対象につき提示されているリスクとはその種類および程度において異なる場合がある。これらには、より大きな価格ボラティリティ、著しく低い流動性および外国投資の規制、投資資本の本国送金に対する制限を含む場合がある。投資に関連する費用は、高い傾向にある。金利の変動は、社債およびその他の確定利付証券に投資する投資信託の価額に影響を及ぼす。

レバレッジド・ファンド／デリバティブ

一定の投資慣行または取引戦略（金融先物、商品先物およびデリバティブ商品への投資ならびにその他の投資手法の利用等）は、別個かつ重大なリスクを内包する。レバレッジは、直接借入れ、証拠金、空売りならびに先物、ワラント、オプションおよびその他のデリバティブ商品の利用を含む様々な方法で活用することができる。通常、レバレッジはポートフォリオにおける投資レベル全体を増加させるために利用される。投資レベルが増大するほど、収益も高くなり得る。

レバレッジはポートフォリオの市場エクスポージャーおよびボラティリティを増加させることができるため、投資者は増大したリスクにさらされる。また、先物契約におけるレバレッジのリスクおよびワラントへの投資にかかるリスクは、わずかな価格変動で著しい損失または収益につながる可能性がある。特定の時期の特定の先物契約につき、流動性のある市場が存在するとの保証はない。投資運用者による見積りが間違っているか、商品が期待どおり機能しない場合、関連する投資信託は当該投資手法を利用しなかった場合よりも多くの損失を計上する可能性がある。

取引相手方リスク

社債およびその他の確定利付証券への投資は、発行体からの支払が期日までに一切なされないとのリスク（通常、投資適格を上回る格付の証券の場合、当該リスクは低い。）にさらされる。かかる投資は、信用格付の変更により価額の損失または流動性の喪失のリスクにもさらされる。オプションまたはその他のデリバティブ商品が店頭で購入される場合、参照ファンドはオプションを売却する当該デリバティブ契約の相手方当事者がオプション契約に基づく義務を履行できないかまたは履行を望まない場合リスクを負う。かかるデリバティブ契約は非流動的な場合があり、かつ、その場合トレーディング・アドバイザーがポジションを清算することが困難になる可能性がある。

投資先投資対象の規制上の監督

参照ファンドが投資する、またはこれらを通して投資する集団投資ビークル、個別ポートフォリオおよび／または所有会社は、いかなる形の認可または規制上の監督にも服さない。これらは、独立した保管人またはいかなるの保管人も要求されないことがある。そのため、かかる投資ビークルへの投資には高い潜在的リスクを伴う。

流動性

参照ファンドの取締役が株主の利益に適うと判断する場合、（a）各暦四半期の最後の取引日において、参照ファンドが当該取引日において買戻可能なクラスの発行済み株式の総計額の15%以上（または取締役が例外的な状況であると判断する場合は取締役が合理的に決定するより少ない割合）を表章する買戻請求を受領した場合、（b）その他のすべての取引日において、参照ファンドが当該取引日において買戻可能なクラスの発行済み株式の総計額の5%以上（または取締役が例外的な状況であると判断する場合は取締役が合理的に決定するより少ない割合）を表章する買戻請求を受領した場合、一部またはすべての株式クラスに関する買戻総額を制限することができる。

制限が課された場合はいつでも買戻しをする株主は参照ファンドの最終評価日において影響を受けるすべての株式クラスに対する自己の保有割合に応じた入手可能買戻金全額を受け取る。取引日において全額の支払を受けられなかった買戻請求の残額は、自動的に繰り越され、利用可能な翌取引日の買戻請求として取扱われ、当該翌取引日に有効な取引条件に従い処理される。

参照ファンドが株式を買戻す能力または株式買戻しに関する買戻金を支払う能力は、以下の事由等（ただし、これらに限定されるものではない）を原因とする参照ファンドの原資産の非流動性により悪影響を被る場合がある。

先物契約

特定の時期に特定の先物契約につき、流動性のある市場が存在するとの保証はない。多くの先物取引所および商品取引所は、一日の先物契約価格の価格変動を制限している。特定の契約において一日の制限額に到達した場合、同日において当該制限額を上回る取引を行うことはできず、

または取引が当該取引日中の特定の期間において停止される場合がある。

非公開取引証券

公認市場の存在しない投資対象を取引すること、または投資対象の価額もしくは投資対象がさらされるリスクの範囲について信頼できる情報を得ることが困難な場合がある。

集団投資スキームへの投資

参照ファンドを通じて保有される集団投資ビークルへの投資は、流動性を制限する買戻期間を有する場合がある。

換価価値

状況により参照ファンドが不利なポジションを迅速に清算できない場合があり、参照ファンドが相当の損額を被る場合がある。

投資の条件に従い、参照ファンドは集団投資ビークルから買戻しをする際、現物の譲受を強いられる場合がある。かかる場合、投資対象は流動性を欠き、容易に換価できない。

投資者が、買戻請求を満たすために直ちに利用できる現金またはその他の流動性資産を超える額の参照ファンドの株式の買戻しをする場合、参照ファンドは、受領し処理する買戻請求を満たすため追加資産の清算が必要なことがある。これにより、参照ファンドがポートフォリオ内で投資ポジションおよび戦略を運営・管理する能力が制限またはその他の影響を受ける場合がある。

ファンド・オブ・ファンズの性質

参照ファンドに投資を行い、ひいてはトレーディング・アドバイザーに投資する場合、投資者は事実上、以下の2種類の投資助言サービス費用、すなわち、投資運用者に対してトレーディング・アドバイザーの選任の対価として支払われる運用報酬、およびトレーディング・アドバイザーに対して支払われる成功報酬その他が支払われる。また、投資者は、参照ファンドの報酬および費用（運用費用、配当費用および事務管理代行報酬を含む。）および間接的にトレーディング・アドバイザーにより運用される投資信託または勘定にかかる類似の費用につき比例按分額を負担する。トレーディング・アドバイザーにより課される条件を満たす投資者は、直接トレーディング・アドバイザーに投資することができるが、多くの場合、トレーディング・アドバイザーとのコンタクトは制限されるか不可能である。

複数のトレーディング・アドバイザーに対する資産配分

投資運用者は、通常、参照ファンドの資産をトレーディング・アドバイザーズによる運用のために配分する。各トレーディング・アドバイザーは、独立した取引決定を行う。そのため、トレーディング・アドバイザー同士で同時に類似ポジションにつき競合する場合があり、また、関連する証券につき逆のポジションをとる場合もある。トレーディング・アドバイザーが解任され、投資運用者が代わりのトレーディング・アドバイザーを選任した場合、トレーディング・アドバイザーズによる運用のために配分される資産は、新トレーディング・アドバイザーの任命日から開始する成功報酬に関する取り決めの対象となる。参照ファンドは、たとえ他のトレーディング・アドバイザーまたは参照ファンド全体が損失を計上している場合であっても、ひとつのトレーディング・アドバイザーから生じる利益について成功報酬の支払を要求される場合がある。

成功報酬の影響

選任されたトレーディング・アドバイザーの多く（すべてではない。）が、成功報酬の取決めにより支払を受ける。かかる取決めに基づき、トレーディング・アドバイザーは自らが運用している集団投資ビークルまたは個別のポートフォリオの価額の値上がり益（未実現の値上がり益を

含む。)から利益を得ることがあるが、実現損失または減少について違約金を支払うことはない。かかる報酬に関する取り決めは、トレーディング・アドバイザーが過度にリスクが大きく投機的な買付を行う誘因となることがある。

ファンドおよびトレーディング・アドバイザーに関する情報の欠如

トレーディング・アドバイザーまたは彼らが運用している集団投資ビークルに関し参照ファンドの投資運用者に利用可能な公開情報が存在していない場合がある。しかし、参照ファンドの投資運用者は、適切な選択および参照ファンドの投資を効率的に運用するために十分な情報を取得することができるものと判断している。

ファンドの評価

参照ファンドの投資対象の評価は、通常、当該投資対象の運用を担当しているトレーディング・アドバイザーによって提供される評価によって決定される。投資運用者は、すべてのトレーディング・アドバイザーが利用する評価方法を検討するが、投資運用者はトレーディング・アドバイザーが提供する評価の正確性を確認することはできない。投資対象の評価決定に間違いが生じた場合、参照ファンドの純資産価額は不正確なものとなる可能性がある。

ファンドに対する支配の不存在

参照ファンドおよび参照ファンドの投資運用者は、定期的にトレーディング・アドバイザーの活動を監督または監視することができない。トレーディング・アドバイザーは、(i) 過去の慣行とは異なり、(ii) 参照ファンドの投資運用者に完全に開示されておらず、かつ (iii) 参照ファンドの投資運用者が予期していない市況におけるリスクを含む投資戦略を利用する場合がある。一部のトレーディング・アドバイザーは、限られた運用歴しか有さない場合がある。

米国新規発行証券

参照ファンドは、適用ある米国金融取引業規制機構に定めるとおり、新規発行証券に帰属する利益に参加する証券のクラスに参加するかまたは投資する権利を有さない。

先物取引

先物取引は非常に専門的で複雑であり、様々な取引手法や取引戦略が存在する。先物契約および先渡契約について以下に概述する。

取引所上場先物契約

先物契約は先物取引所において、または先物取引所を介して履行される契約であって、農・工業商品、外国通貨、または金融商品の将来の受渡しを規定し、シカゴ商品取引所でのユーロドル契約や様々な指数契約等のその他の契約の場合は、現金決済を規定するものである。かかる契約は各資産または指数および取引所に関しては一定の方式によるもので、価格と受渡し時期に関してのみ異なる。売り買いの契約は、対象資産の受渡しの実行もしくは受領およびその取得価格全額の支払もしくは受取り、または受渡し前に同一取引所で契約上の債務と対応契約とを相殺することによって履行される。先物契約は、受渡しまたは相殺により履行されるまでは、「オープン」ポジションにあると言われる。

先渡契約

将来の受渡しに関わるもう一つの取引形態は先渡契約である。ただし、先渡契約は、将来の指定時期における特定の取引相手との特定数量の資産(外国通貨等)の売買に関係するものである。各契約は、一定方式によるというよりも個別に取り決められる。外国通貨は銀行またはその他機関を通じて将来の受渡しのために売買される。かかる場合、当該銀行またはその他機関は一般に、

当該取引の本人として行為し、当該契約に関して見積られる価格にその予想利益と費用を含める。かかる先渡契約は取引所で売買される先物とほぼ類似するが、各契約は他のものとは大きく異なるため、政府機関による規制を受ける可能性は低い。さらに、かかる契約は、指定された履行日前に通常相殺することはできない。

先物契約の価格の変動性

先物価格は変動性が大きい。先物契約の価格動向は中でも、需給関係の変化、天候、政府、農産物、取引、財政、金融、取引管理制度および政策、国内・国際的な政治経済情勢、金利の変動による影響を受ける。さらに、一部の市場、特に通貨市場や金市場には政府が直接または規制により随時介入する。かかる介入は往々にして価格への影響を意図するものである。

証拠金要件

証拠金は先物契約のオープン・ポジションの開始または維持のためにブローカーとの間で必要とされる十分な信用預託金である。先物契約が売買される場合、売り手と買い手の双方共、売買義務の履行の担保として証拠金を提供し、市場の日々の変動による取引上の損失を相殺しなければならない。先物契約の履行における商品の受渡しに応じ、原則として契約価格全額が買い手により支払われる。先物契約や先渡契約のトレーダーのための口座を維持する取引仲介会社は、別途必要とされるか否かにかかわらず証拠金を課すことができ、また自身の追加的防護のために政策上必要とされる証拠金の金額を増額することができる。銀行は原則として、外国通貨の先渡契約の取引に関し証拠金を要求しないが、かかる取引には通常、銀行または銀行の取引相手先による信用供与が必要とされる。証拠金要件は商品オプションの売主に対しても取引所により課される。顧客の証拠金預託はその決算上の自己資本とみなされる。契約の市場価格の変動は自己資本を増減させることになる。

高度にレバレッジされる先物取引

先物取引で通常必要とされる低い預託証拠金（概して、買い付けた先物契約価額の2%から15%の間）は非常に高度のレバレッジを可能にする。したがって、先物契約の比較的少額の不利な価格動向であっても多額の損失をもたらすことがある。例えば、買付け時に先物契約価格の10%が証拠金として預託された場合、当該先物契約価格の10%の低下は預託証拠金全額の損失（そのほか、取引仲介手数料費用が発生）をもたらすことになる。10%以上の低下はさらに大きな損失をもたらすことになる。証拠金取引は前記「2 投資方針、（5）投資制限、借入制限」に記載される制限には該当しない。

非流動的なことがある先物取引

多くの商品取引所は一日中の先物契約価格の変動を「値幅制限」により制限している。値幅制限により、特定の取引日に値幅制限以上または以下の価格での取引の執行が妨げられる。先物契約の価格が一度限度価格へと動いた場合、当該先物契約のポジションは、トレーダーが限度価格でまたは限度価格以内で取引を執行しない限り、取得または清算することはできない。かかる限度は、トレーディング・アドバイザーが不利なポジションを速やかに清算することを妨げることになりうる。そのほか、たとえ先物価格が値幅制限にまで動かなくとも、トレーディング・アドバイザーは、関係契約の取引量が十分でない場合は有利な価格で取引を執行できないことがある。取引所が特定の契約の取引を停止したり、特定の契約の即時決済を命令したり、または特定の契約の取引が清算のためにのみ執行されるよう命令する可能性もある。

為替予約

トレーディング・アドバイザーは、取引所では売買されていない為替予約を行うことがある。銀行、ブローカー・ディーラー、その他の金融機関は、継続して通貨のマーケット・メイクをすることを義務付けられない。例えば、一部銀行が為替予約の値付けを拒否している期間、または銀行による売り価格と買い価格間に非常に大きな幅がある値付けをしている期間が存在したことがある。為替予約の取引のための取決めは少数の銀行、ブローカー・ディーラー、およびその他金融機関とのみ行われ、流動性の問題は、多数のかかる機関が利用された場合には一層大きなものとなるおそれがある。トレーディング・アドバイザーは、為替予約取引に関連して与信枠を取得するが、かかる取決めを維持することができるとの保証はない。さらに、与信規制の賦課はかかる為替予約取引を制限することになりうる。そのほか、銀行、ブローカー・ディーラー、その他の金融機関との為替予約は、債務不履行に対して規制された商品取引所での取引よりも幾分低い保護を伴うことになる。例えば、トレーディング・アドバイザーが本人として為替予約を締結した銀行の破綻が債務不履行をもたらすことになりうる。取引が発生するまたは通貨の起源となる各法域における一般的な銀行業務や為替管理についての規制を除き、為替予約市場に関しては一般に何らの規制体制も存在していない。米国、英国、およびその他の一部国々は、現時点では通貨の移動に対する規制を課していないが、将来には課すことを選択することがありうる。

頻度の高い取引の費用増

トレーディング・アドバイザーが利用する異なる取引戦略によっては頻度の高い売買が必要とされる。より頻繁な売買は、トレーディング・アドバイザーの業務に関わる手数料費用やその他一定の費用を増大させることになる。かかる費用は、参照ファンドがその投資活動の収益性に関わらず直接または間接的に負担することになる。

非規制市場

トレーディング・アドバイザーは、政府の規制を受けない商品取引所や銀行間通貨市場でも取引する場合がある。非規制対象の取引ではリスクはさらに大きいことがある。例えば、記録の維持、財務責任、または顧客取引とポジションの分別に関する要件が存在しないことがある。取引履行を確約する義務は当該取引を執行する各人にもみ任せられることがある。かかる相違は、非規制取引所でトレーダーが負う信用リスクをある程度増大させる。銀行間通貨市場での国際的な契約は、一般に政府機関による規制対象となっておらず、したがって、オープン・ポジションの数と規模の制限、市場の集中化の規制、財務責任の要件等の規制や制限の対象となっていない。しかしながら、先渡契約は、同一取引相手との反対契約による相殺が困難なことがあり、また先渡契約は一般に、取引相手との特別の合意に至らない限り、満期前に変更または解約することはできない。したがって、かかる場合、関係するトレーディング・アドバイザーは通常、価格変動に対する自己の防護のために別の当事者との反対契約を取得し、それにより、当該契約の通常満期日までは当該取引の両方に関係する信用リスクを負うことになる。取引相手がかかる取引を完結しない場合、参照ファンドはかかる「相殺」契約の両部分に関わる損失を被ることになる。かかるリスクを最小限にする努力の一環として、トレーディング・アドバイザーは有力銀行やその他機関とのみ先物為替取引を行うよう努める。

一定の証券のリターンは、通貨リスクと株式リスクの影響を受ける。米ドル以外の通貨で表示される証券は米ドルに関連して価額が変動し、保護された期間中の場合もある。かかる通貨が米ドルに対して上昇すると、当該通貨で表示された証券のリターンは減少する。さらに参照ファン

ドの資産の価額は、一定の証券を売買するため複数の通貨間で換算を行うことで生じる損失およびその他の費用ならびに通貨制限または為替管理規制により影響を受けることがある。

一部国々の発行体の証券

トレーディング・アドバイザーは、様々な国々の発行体の（米ドル建てまたは他の通貨建ての）株式、確定利付証券、派生証券に投資することがある。一部国々の発行体の証券は一定の固有のリスクを伴っており、それらリスクの一部について以下に記述する。トレーディング・アドバイザーが投資先とする多くの国々の経済は、参照ファンドの株主が居住する国々の経済ほどには発展していないことがあり、また大きく異なる要因に左右されることがある。政治・社会の不安定、収用、または没収的な課税および資金またはその他資産の移転の制限も投資対象の価格に悪影響を及ぼすことがありうる。一部の国々では、異なる規制管理の故に一部企業について公開で得られる情報がほとんどなく、得られる情報は統一的な会計処理、監査、財務報告基準、慣行および要件に従っていないことがある。参照ファンドにより所有される一部証券からの利益は、源泉徴収税により減少することもある。一部の国々の委託売買手数料率は、交渉によるよりも一般に固定していて、株主の居住国におけるものよりも高率のことがあり、また参照ファンドはかかる国々の保管人に預けた証券の維持費用を負担することになる。トレーディング・アドバイザーが投資先とする多くの国々の証券市場は、限定的な取引量しか有していないことがある。その結果、かかる国々の一部企業の証券は、株主の居住国の比較対象となる証券よりも流動性が低く、より価格変動性がある。一部国々の証券取引所、ブローカー、発行体についての政府の規制監督はほとんどないことがあり、このことは契約上の義務の強制執行を困難にすることになりうる。

一定の投資対象の流動性の欠如

トレーディング・アドバイザーは様々な理由で非流動的な証券に投資することがある。米国証券の場合、かかる非流動性について起こりうる一つの理由は、当該証券が、発行体から「私募」取引で取得されたことを理由に売却制限を受けることである。トレーディング・アドバイザーは、かかる証券の売却が1933年法と適用ある州証券法に基づき登録されない限り、またはかかる登録要件の免除が得られない限り、かかる証券を公開で売却することはできない。トレーディング・アドバイザーは、1933年法による規則144（同規則は特定の条件での限定的売却を認めている）に基づきかかる証券を公開で売却することができる場合がある。制限付証券が一般投資家に売却される場合、参照ファンドまたはその他の売り主は、1933年法上、発行体に関する「引受人」または支配的当事者とみなされ、1933年法に基づく責任を負うことになりうる。米国外での一部証券の売却は当該国の法律に準拠することになるが、かかる法律は米国法よりも規制が大きかったり、少なかったりする場合がある。

参照ファンドが投資する投資ビークル（所有会社や子会社を含む。）は、いかなる形の認可または規制上の監督をも受けないことがある。かかるビークルは、独立の保管人または保管人の確保を全く必要とされないことがある。したがって、かかる投資ビークルへの投資はより高い潜在リスクを伴い、このことは投資決定上考慮に入れられるべきである。

借入れ

参照ファンドの取締役は借入権限を有しており、借入れをしなければ投資対象の早期換金を生じることとなる買戻請求に応じる場合のみならず、投資哲学の一環として借入れを行うことができる。かかる借入れは、外国為替取引に関する債務またはレゴ契約に関連する債務を含まないことを条件として、総額で（参照ファンドにより保有される現金かつ短期の金融商品の控除後）参

照ファンドの純資産価額の50%を上回らない。

買戻しによる参照ファンドの価額または集中の変更の結果、上記の借入制限を上回る場合、かかる制限値を回復するまで追加借入れは行われず。参照ファンドの取締役は、参照ファンドの投資運用者と協議の上、参照ファンドの株主の利益を考慮し、合理的に可能な限り速やかに制限値を回復するよう適切な措置を講じる。ただし、いかなる場合も借入制限を上回ったことが認知されてから6か月以内に行うものとする。

また、投資信託内においてそれぞれの目論見書に記載された制限内で借入れが行われる場合がある。トレーディング・アドバイザーは、関連する目論見書、設立書類および／または投資運用契約もしくはトレーディング・アドバイザー契約に従い、その集団投資ビークルまたは個別勘定内で借入れをすることが認められている場合がある。

(2) リスクに対する管理体制

上述のファンドに関連するリスクは、管理会社により、本債券および参照ファンドに係る入手可能な情報に基づき監視されている。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

- ① 海外における申込手数料
申込手数料は課せられない。
- ② 日本国内における申込手数料
申込手数料は課せられない。

(2) 買戻し手数料

① 海外における買戻し手数料

購入された時期にかかわらず、受益証券が当初発行日から5年以内に買い戻される場合、買戻しを請求した販売会社には早期買戻手数料が課される。当該手数料は、当初発行日後1年以内に買い戻される場合には受益証券一口当たりの当初発行価格の5%、当初発行日後2年目（1年超、2年以内）に買い戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の4%、また当初発行日後3年目（2年超、3年以内）に買い戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の3%、当初発行日後4年目（3年超、4年以内）に買い戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の2%、当初発行日後5年目（4年超、5年以内）に買い戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の1%、その後は0%となる。

さらに、買戻しをする販売会社は、当初発行日から当初5年間、買い戻した受益証券に係る未償却シリーズ・トラスト費用の一部割合を負担する。当該費用の正確な決定は、ファンドの発行規模が確定する、当初発行日にのみ可能である。買い戻した受益者の費用の一部割合は、当初発行日から当初5年間、当初発行価格の割合として以下のように算出される。

$$\begin{aligned} & \left[\text{シリーズ・トラスト費用総額} \right] \times \left(\left(6 - \left[\text{当初発行日からの暦年} \right] \right) / 5 \right) \times \\ & \left(1 / \left(\left[\text{発行済み受益証券総口数} \right] \times \left[\text{受益証券一口当たり当初発行価格} \right] \right) \right) \end{aligned}$$

投資予定者は、受益証券一口当たりの買戻価額が受益証券一口当たりの当初発行価格を下回る場合、販売会社の買戻代金に対する早期買戻手数料および未償却シリーズ・トラスト費用が上記に記載される割合を超過することに留意するべきである。早期買戻手数料および未償却シリーズ・トラスト費用は、ファンドにより保持される。

② 日本国内における買戻し手数料

購入された時期にかかわらず、受益証券が当初発行日から5年以内に買い戻される場合、買戻しを請求した投資者には早期買戻手数料が課される。当該手数料は、当初発行日後1年以内に買い戻される場合には受益証券一口当たりの当初発行価格の5%、当初発行日後2年目（1年超、2年以内）に買い戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の4%、また当初発行日後3年目（2年超、3年以内）に買い戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の3%、当初発行日後4年目（3年超、4年以内）に買い戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の2%、当初発行日後5年目（4年超、5年以内）に買い戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の1%、その後は0%となる。

さらに、買戻しをする投資者は、当初発行日から当初5年間、買い戻した受益証券に係る未償却シリーズ・トラスト費用の一部割合を負担する。当該費用の正確な決定は、ファンドの発行規

模が確定する、当初発行日にのみ可能である。ファンドの存続期間中のシリーズ・トラスト費用の総額は135万豪ドルになると見込まれている（当初発行日に決定される。）。概算で費用は5年間にわたり毎月0.045%で償却される予定である。実際の割合はファンドの設定規模による。買い戻した投資者の費用の一部割合は、当初発行日から当初5年間、当初発行価格の割合として以下のように算出される。

$$\begin{aligned} & \left[\text{シリーズ・トラスト費用総額} \right] \times \left(\left(6 - \left[\text{当初発行日からの暦年} \right] \right) / 5 \right) \times \\ & \left(1 / \left(\left[\text{発行済み受益証券総口数} \right] \times \left[\text{受益証券一口当たり当初発行価格} \right] \right) \right) \end{aligned}$$

投資予定者は、受益証券一口当たりの買戻価額が受益証券一口当たりの当初発行価格を下回る場合、販売会社の買戻代金に対する早期買戻手数料および未償却シリーズ・トラスト費用が上記に記載される割合を超過することに留意すべきである。早期買戻手数料および未償却シリーズ・トラスト費用は、ファンドにより保持される。

(3) 管理報酬等

(i) 管理会社の報酬と費用

受託会社は管理会社に対してファンドに関する管理報酬を支払わない。

管理会社は、管理報酬またはファンドの管理会社としての行為に関連する費用の返金をファンドまたは本債券から受け取らない。

前記「2 投資方針、(2) 投資対象」に記載されるとおり、管理会社は本債券のリード・マネージャー、リスク・モニターおよび計算代理人として行為することに関連して本債券の現金貸付金利のスプレッドを受領する権利を有することに留意されたい。

(ii) 販売報酬

販売会社は、管理会社により、当該販売会社が仲介を努めたファンドへの投資に係る前払販売報酬として、その投資総額に5%を乗じた額が支払われる。管理会社は、本債券の資産から前払販売報酬の返金を受け、当該返金は本債券の存続期間の当初5年にわたり償却される。償却は、本債券したがってファンドの価値に影響を及ぼす。

販売会社は、管理会社により、当該販売会社が仲介を務めたファンドへの投資にかかる報酬として、その投資総額に年率0.40%を乗じた額のトレーリング販売手数料が支払われる（トリガー事由が発生している場合を除き、毎日発生し、四半期ごとに通常四半期の終了後20日以内に支払われる。）。トレーリング販売手数料は本債券により負担されるため、本債券およびファンドの価値に影響を及ぼす。

(iii) 継続的なファンドの報酬および費用

① 受託会社の報酬と費用

受託会社はファンドについて管理会社から期間に応じて毎年10,000米ドルの受託報酬を受け取る。かかる報酬はファンドの受託者としての役務に対する受託会社の対価となる。受託報酬は管理会社により毎年前払いで受託会社に支払われる。

更に、受託会社は管理会社から、ファンドの受託者を務めることに関連して発生した合理的な現金支出費の弁済を受ける。かかる弁済は、管理会社によって受託会社に対して支払われる。

② 管理事務代行会社および保管会社の報酬と費用

管理事務代行契約および保管契約に定める条件に基づいて、管理事務代行会社および保管会社はそれぞれ標準的な業界の慣行に従って報酬を受け取る権利を有する。かかる報酬はすべて

管理会社によって支払われる。管理事務代行会社に対して支払われる管理事務報酬は、年間でファンドの純資産価額の0.10%である。ただし、各シリーズ・トラスト毎に年間で25,000米ドルを下回らないものとし、週次で計算され、月次で支払われるものとする（適用があれば付加価値税を含む。）。保管会社に対して支払われる保管報酬は、年間でファンドの純資産価額の0.0175%であり、週次で計算され、月次で支払われる。また、監査人も標準的な料率で報酬を受け取る権利を有するものとする。

③ 運営費用

すべての運営費用（継続中の公募届出費用についての外部弁護士費用、監査報酬、年次報告費用、翻訳費用および最終投資者に提供される年次財務報告書費用を含むがこれらに限られない。）は、管理会社により支払われる。運営費用は発生した際に適宜支払われる。

④ すべての継続的なファンドの報酬および費用に関する一般規定

前記①から③に記載のとおり、すべての継続的なファンドの報酬および費用は管理会社により支払われる。管理会社は、本債券の資産から、前記①から③に関連するすべての報酬および費用のための事前支払金を受け取り、当該事前支払金は本債券の存続期間の当初5年にわたり償却される。概算で費用は5年間にわたり毎月0.045%で償却される予定である。実際の割合はファンドの設定規模による。管理会社が負担する実際の報酬および費用が本債券から管理会社が受け取る事前支払金を超える場合、管理会社は自らの経費で追加の費用を負担しなければならない。本債券を通じて前記①から③に関連する報酬および費用はファンドの純資産価額に影響を及ぼす。

(4) その他の手数料等

(i) 設立費用

ファンドの設立に関連して発生する創業費用は、250,000豪ドル以下の見込みである。

ファンドについて、かかる費用は管理会社によって支払われる。管理会社は、発生した費用についての報酬を本債券の資産から受領し、本債券は、本債券の存続期間の当初5年間にわたり報酬を償却する。償却は本債券の純資産価額に影響を及ぼし、したがってファンドにも影響を及ぼす。

(ii) 本債券と参照ファンドの報酬

ファンドは、前記「2. 投資方針、(2) 投資対象、本債券の概要」に記載されるとおり、本債券の現金貸付金利のスプレッドを間接的に負担する。また、ファンドは、参照ファンドが投資する投資信託に課される報酬に加えて、参照ファンドに課される純資産価額の1.78%の年間報酬および費用も間接的に負担する。

投資予定者は、前記「2 投資方針、(2) 投資対象、本債券の概要」を読み、受益者が負担するすべての報酬および費用を十分に理解しておくことが強く勧められる。

(iii) その他の報酬および費用

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および指定販売会社は自ら費用を負担して、それぞれの業務を履行するために必要なすべての人員、事務スペースおよび設備を提供する責任を負う。

代行協会員は、代行協会員報酬を放棄する。

管理会社は、本債券の年間平均残存現金貸付ポジションの0.25%を上限とする額を代行協会員に分け与えることを決定することができる。

(5) 課税上の取扱い

受益証券への投資を予定する者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨される。

① 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した

金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金および譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅲ ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

Ⅳ なお、税制等の変更により上記ⅠないしⅢに記載されている取扱いは変更されることがある。

② ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島信託法（2007年改正法）第81条に従い、ケイマン諸島総督に、保証証書の日付から50年間ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに税金を課す法律はトラストには適用されない旨、および財産税または相続税の性格を有する税金は、トラストの資産もしくは所得またはかかる資産もしくは所得に係る受益者には適用されない旨の保証書を受領している。

現行のケイマン諸島の法律は、ケイマン諸島においてトラストの利益または収益に税金が課されず、トラストの分配金は、受益者に税金を控除することなく支払われる。

トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。本書の作成日の時点で、ケイマン諸島で為替管理は行われていない。免税トラストとして、トラストは、トラストの登録事務代行会社に約500米ドルの初回登録料と、現時点で500米ドルの年間料金を支払う義務を負う。トラストおよびファンドは、免税トラストとして登録され、かかる費用を支払う予定である。

5 運用状況

ファンドは、平成21年8月31日から運用を開始する。

(1) 投資状況

該当事項なし。

(2) 投資資産

該当事項なし。

(3) 運用実績

該当事項なし。

6 手続等の概要

本書「第一部 証券情報」に記載の申込期間中に下記の要領により、申込（販売）手続がなされる。

(1) 日本における申込（販売）手続

① 申込日

平成21年7月13日（月）から同年8月26日（水）まで

② 受渡日

投資者は、当初申込終了日までに申込金額を販売取扱会社に払い込むものとする。

③ 申込価格と申込手数料

申込価格は、受益証券1口当たり100豪ドルである。

申込手数料は課せられない。

④ 申込単位

10口以上10口単位（ただし、日本における販売会社は投資者について自らの最低投資額を定めることができる。）

⑤ 受益証券の発行

記名式無額面受益証券

(2) 日本における買戻し手続

① 買戻請求日

受益証券の買戻請求は、日本における販売会社が定める期日までに日本における販売会社に対して行うものとする。

② 買戻価額と早期買戻手数料

買戻価額は、各買戻日における受益証券一口当たり純資産価額に基づき決定される。

購入された時期にかかわらず、受益証券が当初発行日から5年以内に買い戻される場合、買戻しを請求した投資者には早期買戻手数料が課される。当該手数料は、当初発行日後1年以内に買い戻される場合には受益証券一口当たりの当初発行価格の5%、当初発行日後2年目（1年超、2年以内）に買い戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の4%、また当初発行日後3年目（2年超、3年以内）に買い戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の3%、当初発行日後4年目（3年超、4年以内）に買戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の2%、当初発行日後5年目（4年超、5年以内）に買戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の1%、その後は0%となる。

さらに、買戻しをする投資者は、当初発行日から当初5年間、買い戻した受益証券に係る未償却シリーズ・トラスト費用の一部割合を負担する。当該費用の正確な決定は、ファンドの発行規模が確定する、当初発行日にのみ可能である。ファンドの存続期間中のシリーズ・トラスト費用の総額は135万豪ドルになると見込まれている（当初発行日に決定される。）。概算で費用は5年間にわたり毎月0.045%で償却される予定である。実際の割合はファンドの設定規模による。買い戻した投資者の費用の一部割合は、当初発行日から当初5年間、当初発行価格の割合として以下のように算出される。

$$[\text{シリーズ・トラスト費用総額}] \times \left((6 - [\text{当初発行日からの暦年}]) / 5 \right) \times \left(1 / \left([\text{発行済み受益証券総口数}] \times [\text{受益証券一口当たり当初発行価格}] \right) \right)$$

投資予定者は、受益証券一口当たりの買戻価額が受益証券一口当たりの当初発行価格を下回る

場合、販売会社の買戻代金に対する早期買戻手数料および未償却シリーズ・トラスト費用が上記に記載される割合を超過することに留意すべきである。早期買戻手数料および未償却シリーズ・トラスト費用は、ファンドにより保持される。

③ 買戻単位

10口以上10口単位

④ 買戻請求が制限される場合

純資産価額の算定が中止されている期間中は受益証券の買戻しは行われない。

⑤ 買戻代金の支払

買戻代金は、投資者が販売取扱会社との間でその他の通貨での支払に合意した場合を除き、口座約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて豪ドル貨で、原則として、評価公表日から起算して15営業日目までに支払われる。評価公表日は、各買戻日および最終買戻日における受益証券一口当たり純資産価額が販売会社に通知される日である。

7 管理及び運営の概要

① 資産の評価

(i) 純資産価額の計算

管理事務代行会社は、ファンドの信託財産として保有する本社債およびその他の資産の純資産価額に基づいて、ファンドの受益証券の純資産価額を算定するものとする。ファンドの受益証券の純資産価額は小数点第2位まで算定することができ、受託会社は、このような切捨ての利益を、当該シリーズ・トラストの信託財産への加算額として留保することができる。

(ii) 純資産価額の決定の停止

シリーズ・トラストの純資産価額および／または受益証券一口当たり純資産価額の決定は、管理会社により、いつでも、一切のシリーズ・トラストにつき、管理会社はその絶対裁量により決定する期間中停止される可能性がある。

② 保管

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社により保管される。

③ 信託期間

ファンドは、下記「④ ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了しない限り、満期日に終了する。

④ ファンドの解散

ファンドは以下に定めるいずれかの事由が最初に発生した時に終了するものとする。

- (a) ファンドを存続させ、または別の法域に移転させることが違法となるか、または非経済的、不可能、不得策もしくは受益者の利益に反すると受託会社もしくは管理会社が判断した場合
- (b) ファンドに関する信託証書補遺または英文目論見書の条件によって定められた日または状況が発生した場合
- (c) 任意または強制的な買戻しによりすべての発行済受益証券が買い戻された場合
- (d) ファンドの受益者がシリーズ・トラスト決議によってそのような決定を下した場合
- (e) 信託証書の作成日に開始しその後149年の経過により終了する期間の最終日。
- (f) 受託会社もしくは管理会社が退任する旨を書面で通知し、または受託会社もしくは管理会社が強制清算もしくは任意清算（受益者決議によって事前に承認した再建を目的とする任意清算を除く。）に入り、受託会社が上記の通知を送付し、または清算に入ってから30日以内に、受託会社、管理会社または受益者が受託会社または管理会社に代わって受託会社または管理会社の職を引き受ける用意のある別の個人または法人を任命できない場合。

ファンドが以下に定める規定に基づいて終了した場合、管理会社は直ちにその旨を受益者全員に通知するものとする。

適用法を条件として、ファンドが終了した場合には次の通りとする。

- (a) 管理会社または管理事務代行会社に提出され、実行されていないすべての買戻請求事前通知は取り消されたとみなすものとする。
- (b) 管理会社は、ファンドの信託財産を構成する十分な投資対象を売却または換金して、ファンドに関して受託会社が実施した借入れを（利息と一緒に）すべて返済するとともに、ファンドのすべての費用、請求金額、手数料、税および課徴金をまかなうものとする。

このような換金および借入れの返済は、管理会社が決定するファンドの終了後の合理的な期間内に管理会社が決定する方法で遂行され完了されるものとする。

(c) 管理会社はファンドの信託財産を構成する残りの投資対象および資産をすべて換金するものとする。

(d) 管理会社は、終了日に受益者登録簿に受益者として記載されているファンドの各受益者に対し、ファンドの信託財産に含まれる資産の換金から得た正味現金収入およびその時点でファンドの信託財産の一部を構成し、分配のために利用可能なその他の現金に係る各受益者の比例持分を分配するものとする。このような分配は、当該終了日後できる限り迅速に行われなければならない。

受託会社または管理会社は、それぞれ、手元資金から、ファンドの終了に起因し、または関連して受託会社または管理会社が負担し、支払い、または認識したすべての手数料、税および課徴金、その他のコスト、料金、費用、請求額および要求額の十分な引当てを確保することができる。

ファンドを終了日以降も継続することが受益者の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断した場合、受託会社および管理会社は、終了日の90日前までに各受益者に対し書面で通知することにより、ファンドの存続期間を、当該通知に明記される期間（10年を超えてはならない。）だけ延長することを選択することができ、この場合、ファンドは、（前項に記載される状況により早期に終了されない限り）終了日に終了せず、当該通知に明記される変更後の終了日まで継続する。

⑤ 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、信託証書に定める条件に従い、関係するシリーズ・トラストの受益者に書面の通知をした上で（シリーズ・トラストの決議によって放棄することができる。）、補遺書により、管理会社がシリーズ・トラストの受益者の最善の利益に適うと判断する範囲および要領で、当該シリーズ・トラストに関する信託証書または信託証書補遺に定める規定を変更し、修正し、または追加することができる。

ただし、管理会社または受託会社が、（i）かかる変更、修正または追加によりシリーズ・トラストの当該時点の既存の受益者の利益が著しく損なわれることはなく、受益者に対する受託会社または管理会社の責任が免除されることもないと判断したこと、または（ii）会計上、法律上または政府の要件（法的効力を有するか否かを問わない。）に従うためにかかる変更、修正または追加が必要となると判断したことを書面により証明しない限り、かかる変更、修正または追加には、変更、修正または追加に同意する受益者の決議またはシリーズ・トラストの決議が必要となるものとする。信託証書または信託証書補遺のいかなる変更、修正または追加も、受益者に対し、自己の受益証券に関する追加の支払を行う義務または債務を引き受ける義務を負わせないものとする。

⑥ 開示制度の概要

(i) ケイマン諸島における開示

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2007年改正）に基づきミューチュアル・ファンドとして登録することまたは規制されることが義務付けられていない。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局はいずれも英文目論見書の要項または利点について判断または承認していない。ケイマン諸島において投資者が利用できる投資補償制度は存在していない。

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了する。監査済み財務書類は、国際財務報告基準に

従って作成され、決算日後 6 か月以内に受益者に電子的に送付される。

(ii) 日本における開示

受益証券の販売会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（以下「交付目論見書」という。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（以下「請求目論見書」という。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後 6 か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後 3 か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）において閲覧することができる。

管理会社は、信託証券を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合をしようとする場合、あらかじめ、変更の内容および理由等をその 2 週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

⑦ 受益者の権利等

(i) 受益者の権利等

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

- イ 分配金請求権
- ロ 買戻請求権
- ハ 残余財産分配請求権
- ニ 損害賠償請求権
- ホ 議決権

(ii) 為替管理上の取扱い

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(iii) 本邦における代理人

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

(iv) 裁判管轄等

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所

東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

第2 財務ハイライト情報

ファンドは、平成21年8月31日から運用を開始する。

1 貸借対照表

該当事項なし。

2 損益計算書

該当事項なし。

第3 外国投資信託受益証券事務の概要

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録事務代行会社は次のとおりである。

取扱機関 GAMファンド・マネジメント・リミテッド

取扱場所 アイルランド、ダブリン2、タウンセンド・ストリート54-62、ジョージズ・コート

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(ロ) 受益者集会

受益者は、限られた議決権を有する。信託証書には、受託会社または管理会社の任命および解任、トラストの他の法域への移転の承認または信託証書の変更の承認（一定の限られた例外あり）等の特定の場合において、受益者の投票が必要となる旨が記載されている。この場合、シリーズ・トラストの発行済み受益証券のシリーズ・トラスト決議が（投票または同意書により）可決されるか、または全シリーズ・トラストの発行済み受益証券の受益者決議が（投票または同意書により）可決されるものとする。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

各受益者は、信託証書の規定に従いかつ管理会社の事前の書面による承諾を得て（かかる承諾は不当に保留されるべきではない）、その保有する受益証券を書面証書により譲渡することができる。ただし、譲受人は、管理事務代行会社の関係もしくは該当する法域または方針について当該時に効力ある法律上の規定または政府等の要件もしくは規制の順守のために管理事務代行会社が要求する情報、または管理事務代行会社が別途要求する情報を事前に提供するものとする。さらに、譲受人は、（i）受益証券の譲渡は適格投資家に対するものであること、および（ii）譲受人は適格投資家のために受益証券を取得することを、管理会社に対し書面で表明しなければならない。受益証券の譲渡の発効後、譲受人は、トラストに関して一受益者が保有すべき受益証券の最低保有額相当量を保有しなければならない。また譲渡人も、（a）トラストに関して一受益者が保有すべき受益証券の最低保有額を引き続き保有するか、または（b）いかなる受益証券も保有しないものとしなければならない。受益者は容認された販売会社以外には受益証券を譲渡することはできない。

各譲渡証書は、譲渡人および譲受人によりまたはそれらを代理して署名されるよう管理事務代行会社は要求することができる。譲渡人は、当該譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者として受益者名簿に記入される時点までは受益者に留まり、当該譲渡対象の受益証券に対する権利を有するものとみなされる。

各譲渡証書には適用ある収入印紙が適式に貼付され、当該時に効力ある法律上必要とされる宣誓書またはその他書類および譲渡人の権原または当該受益証券を譲渡する権利を証明するために管理事務代行会社が合理的に要求するその他の証拠を添付して登録のために管理事務代行会社に預けられる。

第4 ファンドの詳細情報の項目

第1 ファンドの追加情報

- 1 ファンドの沿革
- 2 ファンドに係る法制度の概要
- 3 監督官庁の概要

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - （1）資産の評価
 - （2）保管
 - （3）信託期間
 - （4）計算期間
 - （5）その他
- 2 開示制度の概要
- 3 受益者の権利等
 - （1）受益者の権利等
 - （2）為替管理上の取扱い
 - （3）本邦における代理人
 - （4）裁判管轄等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - （1）貸借対照表
 - （2）損益計算書
 - （3）投資有価証券明細表等
- 2 ファンドの現況
純資産額計算書

第5 販売及び買戻しの実績

別紙 A

定義

「会計期間」	ファンドの開始日または年間決算日の翌日に開始し、次に到来する年間決算日に終了する期間をいう。
「管理事務代行契約」	管理会社と管理事務代行会社との間で締結された平成18年9月22日付契約書で、平成21年6月16日付でファンドにつき改訂されたものをいう。当該契約書により、管理会社は、トラストに関し管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した。
「管理事務代行会社」	アイルランドに設立された会社であるGAMファンド・マネジメント・リミテッドまたは信託証書の規定に従い管理会社により随時管理事務代行者に任命されるその他の者もしくは機関をいう。
「代行協会員」	日本で設立された会社である株式会社新生銀行または信託証書の規定に基づき管理会社により随時代行協会員に任命されるその他の者または機関をいう。
「年間決算日」	(平成21年12月31日を初回とする) 各年の12月31日または管理会社が随時選択する各年のその他の日をいう。
「オーストラリア・ドル」または「豪ドル」	オーストラリア連邦の法定通貨をいう。
「営業日」	東京、ロンドン、ダブリン、ガーンジー、チューリッヒ、ケイマン諸島およびオーストラリア（および／または管理会社が決定するその他の場所）において商業銀行が通常営業している日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
「ケイマン諸島」	英領ケイマン諸島をいう。
「ケイマン人」	ケイマン諸島に居住し、または住所地を有する者（ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社は含まれない。）をいう。

「クラス」	ファンドの受益証券の一切のクラスをいう。
「保管会社」	オランダ法に基づき設立された会社であるフォルティス・バンク（ネーデルラント）エヌ・ヴィまたは信託証券の規定に従い管理会社により随時保管者に任命されるその他の法主体をいう。
「保管契約」	管理会社と保管会社との間で締結された平成18年9月22日付契約書で、平成21年6月16日付でファンドにつき改訂されたものをいう。当該契約書により、管理会社は、トラストに関し保管業務を提供する保管会社を任命した。
「額面」	本債券の額面をいい、本債券一口当たり1,000豪ドルである。
「販売会社」	ファンドの受益証券の販売を支援する目的で管理会社により随時任命される法主体をいう。
「適格投資家」	自らが米国人またはケイマン人でないことを適切に証明でき、かつ証明する者をいう。
「最終買戻日」	保有者が買戻をしないことを選択した受益証券に関して管理会社もしくはその関連会社または販売会社が保有する受益証券を除き、ファンドのすべての発行済み受益証券が買戻される日をいい、平成30年2月28日または受託会社または管理会社により随時決定されるその他の日をいう。
「基準通貨」	ファンドの表示通貨である豪ドルをいう。
「GAMグループ」	バーミューダ、ドバイ、香港、アイルランド、マン島、日本、ジャージー、シンガポール、スイス、英国および米国に事務所を有するGAMホールディングAGのグループ会社をいう。顧客には、個人の富裕投資家および機関投資家に加えて投資会社、ミューチュアル・ファンドおよびユニット・トラストが含まれる。
「当初申込終了日」	ファンドの受益証券の当初申込期間の終了日である平成21年8月26日の12時（正午）（英国時間）をいう。

「当初発行価格」	ファンドの受益証券が当初発行日に購入することのできる価格、すなわち受益証券一口当たり100豪ドルをいう。
「投資対象」	世界中の一切の国、州または地域の一切の者、団体（法人格を有するか否かを問わない。）、投資信託、信託、政府または機関により発行される一切の持分、株式、社債、無担保社債、社債券、ワラント、転換社債、貸株、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ・受益証券、ストック・オプションもしくは先物契約、通貨スワップもしくは金利スワップ、レポ契約、預金証書、手形、ノートまたは有価証券（その種類を問わない。）、または上記の者に対し行われる融資（またはこれに対する参加）ならびにミューチュアル・ファンドまたは同様のスキームへの参加をいい、全額払込済み、一部払込済みまたは未払いかを問わず、（前述が一般的に意味することを損なうことなく）これらの派生商品を含む。
「投資運用契約」	受託会社と管理会社との間で締結された平成21年1月9日付改訂・再録投資運用契約で、平成21年6月16日付で改訂されたものをいう。当該契約書により、受託会社は、トラストに関し運用業務を提供する管理会社を任命した。
「当初発行日」	ファンドが設定される日、すなわち平成21年8月31日をいう。
「日本円」および「円」	日本の法定通貨をいう。
「管理会社」	ガンジーに設立された会社であるGAMストラクチャード・インベストメンツ・リミテッドまたは信託証書の規定に従いトラストの管理者に任命されるその他の者もしくは機関をいう。
「純資産価額」	ファンドの信託財産を構成するすべての投資対象、現金およびその他一切の資産（発生したが回収されていない収益および利息を含む。）の価額から、ファンドの信託財産から適切に支払われるすべての負債を差し引いた額（信託証書および英文目論見書に従い計算される。）をいう。

「受益証券一口当たり純資産価額」	ファンドの純資産価額を計算時の発行済み受益証券の総口数で除した価格いい、文脈上要求される場合には、ファンドの受益証券のクラスまたはシリーズの受益証券一口当たりの純資産価額をいう。
「英文目論見書」	随時変更され、または補足される英文目論見書をいう。
「買戻日」	各暦月の最終営業日および／または管理会社はその裁量により決定する、ファンドの受益証券が買戻されるその他の日をいう。
「買戻価額」	各買戻日における受益証券一口当たり純資産価額に基づき決定される価格をいい、受益証券は当該価格で買戻される。
「参照ファンド」	英領バージン諸島において設立される投資会社を通して投資するよう組成され、オープンエンド型ユニット・トラストまたはミューチュアル・ファンドと同様の方法で組織されるGAMトレーディングⅡインク（豪ドル建新規無議決権付株式クラス）をいう。
「証券法」	1933年米国証券法（改正済）をいう。
「半期決算日」	（平成22年6月30日を初回とする）各年の6月30日または管理会社が随時選択する各年のその他の日をいう。
「シリーズ・トラスト」	トラストのシリーズ・トラストをいう。本書の日付現在、トラストには、5つのシリーズ・トラスト、すなわちBASゲイン・ダイバーシティ・シリーズ・トラスト（米ドル）、BASゲイン・ダイバーシティ・シリーズ・トラスト（日本円）、GAMダイバーシティⅡ300%シリーズ・トラスト（円建て）、GAMトレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト0903（豪ドル建）およびGAMトレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト0908（豪ドル建）がある。本書はGAMトレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト0908（豪ドル建）の受益証券に関するものである。文脈により別意を要求されない限り、本書における「シリーズ・トラスト」は、GAMトレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト0908（豪ドル建）を指す。

「シリーズ・トラスト決議」

すべてのシリーズ・トラストにつき、(a) 当該決議につき投票を行う権限を有する関連するシリーズ・トラストの発行済み受益証券の純資産価額の単純過半数の保有者により書面で行われる決議、または (b) 当該シリーズ・トラストの受益者集会において、当該シリーズ・トラストの受益証券の純資産価額（当該集会の基準日（当該日が評価日でない場合には、当該日の直前の評価日）における受益証券一口当たり純資産価額を参照して計算される。）の単純過半数を保有し、本人または代理人が出席し、投票を行う権限を有し、かつ、当該集会において投票を行う保有者により可決される決議をいい、当該決議について、信託証書の規定が準用されるものをいう。ただし、当該シリーズ・トラストの受益証券の異なるクラスまたはシリーズの保有者が関与する一切の集会または決議の場合、投票または書面による決議において、各受益証券に帰属する議決権は、受益証券一口当たり純資産価額（基準日（当該基準日が評価日でない場合には、当該基準日の直前の評価日）における受益証券一口当たり純資産価額を参照して計算される。）に基づくものとする。

「スポンサー」

バーミューダにおいて設立された会社であり、GAMグループのメンバーであるGAMリミテッドをいう。

「信託証書補遺」

信託証書を補足し、（信託証書と併せて）一切のシリーズ・トラストを設立する信託証書補遺をいい、ファンドを設立した平成21年6月16日付信託証書補遺を含む。

「終了日」

ファンドが終了する日、すなわち平成30年5月31日または管理会社の単独裁量により決定されるその他の日をいう。

「トラスト」

BAS GAINトラストをいう。

「信託証書」

受託会社と管理会社との間で締結されたトラストに関する平成18年9月22日付信託証書（随時補足され、または改訂される。）をいい、シリーズ・トラストは、当該信託証書に基づき随時設立される。

「信託財産」	各シリーズ・トラストに関して、受託会社により関係するシリーズ・トラストの信託として保有され、または保有されるとみなされる資産をいい、受益証券の発行手取金および当該時点で受託会社により信託証書（および該当する場合には一切の信託証書補遺）に基づきシリーズ・トラストの信託として保有され、または保有されるとみなされるすべての投資対象、現金ならびにその他の財産および資産を含む。
「受託会社」	ジュリアス・ベア・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドまたは信託証書の規定に従い受託者に任命されるその他の者または機関をいう。本書において別段の要求がない限り、「受益証券」とはファンドの受益証券をいう
「本債券発行会社」および「発行体」	本債券の発行会社であるバンク・ジュリアス・ベア・アンド・カンパニー・リミテッドのガーンジー支店をいう。
「本債券」	本債券発行会社により発行される元本確保型債券をいい、その要項の概要は、前記「第1 ファンドの状況、2 投資方針、（2）投資対象、本債券の概要」に記載される。本債券は、豪ドル建てである。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領（各州およびコロンビア特別区を含む。）をいう。
「受益者」	受益証券の当該時点の登録保有者をいい、受益証券に関し共同で登録された者を含む。
「受益者決議」	（a）当該決議につき投票を行う権限を有する受益者（この場合、各受益者は、全シリーズ・トラストの純資産価額の合計額に対する、当該受益者により保有される全シリーズ・トラストの受益証券の純資産価額の合計額の割合に比例して計算される。）の4分の3の保有者により書面で行われる決議、または（b）受益者集会（信託証書別紙1の規定に従い招集され、開催される。）において、当該集会の基準日に全シリーズ・トラストの発行済み受益証券の純資産価額の4分の3を保有し、本人または代理人が出席し、当該集会において投票を行う権限を有する保有者により可決される決議をいい、当該決議の可決については、信託証書別紙1の規定が準用されるものとする。

「米ドル」	米国の法定通貨をいう。
「米国人」	証券法に基づくレギュレーションSにおいて付与される意味を有する。
「評価日」	各年間決算日、各半期決算日、各月の最終営業日および／または特定の場合において受託会社が管理会社の指図に基づき随時決定するその他の日をいう。

投資信託説明書(請求目論見書)

2009.07

BAS GAIN トラスト-

GAMトレーディングⅡ・ プロテクション・シリーズ・トラスト 0908 (豪ドル建)

ケイマン諸島籍 / 豪ドル建 / 契約型 / オープンエンド / 外国投資信託(単位型)

<お申込みは>



<管理会社は>

GAM GAM ストラクチャード・
インベストメンツ・リミテッド

*本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

【金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項】

「BAS GAINトラスト-GAM トレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト 0908（豪ドル建）」は、元本確保型債券への投資を通じて、パフォーマンス連動先のファンドである「GAM トレーディングⅡ インク(豪ドル建新規無議決権付株式クラス)」、およびゼロ・クーポン債に相当する部分の価格変動の影響を受けることにより、受益証券の価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。また、これらに加え、為替の変動により、円貨で比べた場合に投資元本を割り込むことがあります。「BAS GAINトラスト-GAM トレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト 0908（豪ドル建）」は、買戻申込みから資金化まで一定の期間を要すること、買戻日1日あたりの買戻請求総額が管理会社の決定する一定額を超過した場合には、超過分にかかる買戻請求については次回の買戻日へ繰り越して取り扱う場合があることにご留意ください。

「BAS GAINトラスト-GAM トレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト 0908（豪ドル建）」

勧誘にかかる販売会社によるプロファイリングについて

「BAS GAINトラスト-GAM トレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト 0908（豪ドル建）」の設定申込にあたりましては、『「BAS GAINトラスト-GAM トレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト 0908（豪ドル建）」勧誘にかかるプロファイリング確認書』にてご回答いただく事項をすべて満足していただくことが条件となります。

1. 私は、米国人(米国居住者を含む)もしくはケイマン人(ケイマン居住者を含む)ではありません。米国人もしくはケイマン人となった場合は、速やかに貴行に届け出ます。
2. 外貨建ての資産運用について十分に理解しており、ポートフォリオの分散という観点からも外貨建ての資産運用は望ましいと考えていること。当ファンドは豪ドル建てであり、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも為替変動等により、円換算ベースでは損失を被ることがあることを理解し承知していること。過去のいかなる実績も将来の実績を示唆・保証するものではないことを理解し承知していること。
3. 有価証券等の取引について十分に理解しており、当ファンドの実質的な投資先ファンドにおける先物・オプション取引を用いた投資に関するメリットやリスクについても十分に理解の上で、これを承知していること。
4. 今回の投資金額が全保有金融資産の5分の1以下であり、今回の投資が余裕資金を充当しているため、本件で仮に損失が発生したとしても自己の資金繰り等に重大な支障をきたすことが無いと判断していること。このファンドは原則として収益分配を行わないので、現金配当を必要とする投資家には不向きであることを承知していること。
5. 当ファンドは、買戻しの機会が原則として毎月の買戻日のみと限定されていること、買戻し申込から資金化までに相当の日数(通常3~4ヵ月程度)を要すること、および市場環境の急変等により当初予定よりも資金化の遅延があり得ることを承知していること。
6. 元本が確保されるのは当ファンドの主要投資対象である元本確保型債券であり当ファンドに対する元本確保はないこと、元本確保型債券における元本確保は満期日のみであり当ファンドの買戻請求に応じるため等の理由で途中償還される元本確保型債券の元本は確保されないこと、および元本確保型債券は発行体の信用リスクに依存することを理解していること。
7. 当ファンドにかかる受益証券の買戻し(換金)は、買戻日1日あたりの買戻請求総額が管理会社の決定する一定額を超過した場合には、超過分にかかる買戻請求については次回の買戻日へ繰り越して取り扱う場合があることを承知していること。

以上

1. この目論見書により行うBAS GAINトラスト-GAMトレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト0908（豪ドル建）（以下「ファンド」といいます。）の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年6月26日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成21年7月12日に生じております。
2. 請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。なお、便宜上、前記の交付目論見書と併せて掲載しておりますので、御留意下さい。
3. 本書において用いられている用語は、本書中で別段の定めがある場合を除いて、金融商品取引法の規定に基づいて投資者の皆様へ交付しなければならない目論見書（交付目論見書）において使用される用語と同様の意味を有するものとし、ます。
4. ファンドは投資信託であり、元本の保証はなく、値下がりリスクがあります。
5. ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属いたします。
6. 原文（英文）の財務書類は、本書には記載されておりませんが、有価証券届出書には記載されております。

請 求 目 論 見 書

BAS GAINトラストー
GAMトレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト0908 (豪ドル建)
(BAS GAIN Trustー
GAM Trading II Protection Series Trust 0908(AUD))

平成 21 年 6 月 26 日 有価証券届出書提出

発 行 者 名 : GAM ストラクチャード・インベストメンツ・リミテッド
(GAM Structured Investments Limited)

代表者の役職氏名 : 取締役 マイケル・ケースバイ
(Michael Caseby, Director)
取締役 マイケル・リベッターカルナック
(Michael Rivett-Carnac, Director)

本店の所在の場所 : チャネル諸島、ガーンジーGY1 4BS、セント・ピーター・ポート、
レフェブル・ストリート、レフェブル・コート、私書箱 87
(P.O. Box 87, Lefebvre Court, Lefebvre Street, St. Peter Port,
Guernsey GY1 4BS, Channel Islands)

代理人の氏名又は名称 : 弁護士 中 野 春 芽
同 橋 本 雅 行

代理人の住所又は所在地 : 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

届出の対象とした募集

募集外国投資信託受益証券に : BAS GAINトラストー
係るファンドの名称 GAMトレーディングⅡ・プロテクション・シリーズ・トラスト0908
(豪ドル建)
(BAS GAIN Trustー
GAM Trading II Protection Series Trust 0908(AUD))

募 集 外 国 投 資 信 託 : 2 億 5, 000 万 オーストラリア・ドル (約 178 億 2, 750 万円)
受 益 証 券 の 金 額 (注) オーストラリア・ドル (以下「豪ドル」という。) の円貨換算は、平成 21 年 4 月
30 日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1 豪ドル
= 71. 31 円) による。以下同じ。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項なし

目 次

	頁
ファンドの詳細情報	
第1 ファンドの追加情報.....	1
1 ファンドの沿革.....	1
2 ファンドに係る法制度の概要.....	1
3 監督官庁の概要.....	1
第2 手続等.....	3
1 申込（販売）手続等.....	3
2 買戻し手続等.....	5
第3 管理及び運営.....	10
1 資産管理等の概要.....	10
2 開示制度の概要.....	14
3 受益者の権利等.....	15
第4 ファンドの経理状況.....	17
1 財務諸表.....	17
2 ファンドの現況.....	17
第5 販売及び買戻しの実績.....	18

ファンドの詳細情報

第1 ファンドの追加情報

1 ファンドの沿革

平成17年10月10日	管理会社の設立
平成18年9月22日	信託証書締結
平成21年6月16日	ファンド設定のための信託証書補遺締結
平成21年8月31日	ファンドの運用開始

2 ファンドに係る法制度の概要

(i) 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2007年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき設立されている。

(ii) 準拠法の内容

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

3 監督官庁の概要

受託会社は、適法に設立され、有効に存続し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2007年改正）の規定に基づき信託業を行うためケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）から銀行および信託会社法（2007年改正）に基づき免許を受けている信託会社である。

CIMAによる監督手続

監督手続の主な目的は、免許金融機関の業務、直面しているリスクおよびかかるリスクをどのように管理しているかについて完全な理解を得ることである。これは早期に問題を発見し、迅速な救済措置を取ることを目的とした継続的な手続である。

立入検査および外部監視が監督手続の主要な2つの要素である。これらの監督の一般的な目的は、

(i) 登録業者の業務活動および運営環境の理解、(ii) 法令遵守の問題の発見、および (iii) 政

策検討が必要と判断される事項に関する情報の収集である。

立入検査

立入検査は、監督機能のうち事実発見部分を表章するものであり、外部監督の分析活動により補完される。

立入検査は、CIMAの免許を受けている者、対象銀行および信託、保険会社、会社マネージャーならびにミューチュアル・ファンドのすべてについて実施される。これは金融機関の性格および各監督部門によるリスク評価に基づき1年から3年間隔で実施される。

立入業務には金融機関のリスク管理方針および手続、統治環境ならびに法令および監督通達の遵守についての検討および評価が含まれる。内部統治の効率的な監督には独立監査機能が必須である。業務の重複を回避するため、検査は内部監査人の業務に依拠するよう努力している。検査の一環として、内部監査人の業務に対する信頼の基礎が築かれる。

また、検査手続は財務書類の公平性に関し外部監査人の業務にも依拠している。検査期間中、金融機関のリスク管理手続の強度、内部統治、法令遵守および貸付損失引当金が十分であることを検討するため、外部監査人と二者間協議が行われる。

検査は、監督の効率性および効果の向上を目指している。

外部監視

外部監督／監視の方策は法令遵守を基礎としている。これは立入検査業務に合致し、これを補完するものである。立入検査が各監督部門が決める間隔で行われるのに対し、外部監視手続は継続的である。主要な外部活動は、免許申請の精査、所有者変更の承認、取締役、マネージャーおよびコントローラーの精査、財務報告書の分析、監査済財務報告書の検討、経営書簡および内部統治メモ等の通信の検討、諮問会議ならびに政策および手続の検討である。

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

(1) 海外における販売手続等

申込みおよび買戻し

適格投資家である申込者は、ファンドの指定販売会社を通じてのみ、受益証券を申込み、または買い戻すことができる。販売会社は、ファンドの取引方法および期日に沿ったガイドラインを策定し、当該ガイドラインにつき責任を負う。トラストは、販売会社が適時な方法で指示を送付しなかったことにより生じた遅延について責任を負わない。投資予定者は詳細について販売会社に確認するべきである。

すべての申込金は、申込書に明記されるトラストのための管理事務代行会社の口座に支払うものとする。

当初募集

申込みを希望する投資者は販売会社に申込書を提出しなければならない。申込人は、販売会社に対し、自らが適格投資家であることを証明しなければならない。販売会社は自ら適切と判断する条件に基づき受益証券の申込みを拒否する権利を留保する。販売会社は、各受益者のため、ノミニーとして自らの名義で受益証券の申込みを行う。したがって、販売会社は、投資者のためにノミニーとして保有する受益証券について受益者となる。

ファンドの受益証券の最初の申込みにおいて、販売会社は、管理事務代行会社から入手することのできる申込書に英語で記入しなければならない。記入済みの申込書は、管理事務代行会社に対し送付しなければならない。申込書の受領後、受益者番号が割り当てられ、かかる番号は、販売会社の完全な名称および登記上の住所と共に、指図の実施に要求される身元の証拠となる。

ファンドの受益証券の当初募集は、当初申込終了日または管理会社が決定するその他の日の12時（正午）（英国時間）に終了する。ファンドの受益証券に関する受益証券一口当たりの当初発行価格は、100豪ドルとする。受益証券は、当初申込終了日の午後5時（英国時間）までに管理事務代行会社により受領される申込みに関して当初発行日に発行される。申込みは、それぞれ1,000豪ドル単位の申込額となる受益証券10口単位で行わなければならない。指定販売会社は投資者について最低保有受益証券の値を決定することができる。

受益証券の追加発行

当初発行日以降、追加の受益証券は発行されず、したがって、ファンドへの追加申込みを行うことはできない。

申込手数料

ファンドは、申込手数料を課さず、販売会社は当初発行価格に追加して申込手数料を課すことができない。

受益証券の性格

各受益証券は、ファンドにおける不可分の受益権を表章する。受益証券は債務ではなく、受託会社または管理会社により保証されていない。シリーズ・トラストへの投資から得られるリターンは、専ら、シリーズ・トラストにおける資産の投資パフォーマンスおよび受益証券の純資産価額の上昇または下落（場合による。）により左右される。買戻時に各受益証券に関し受益者に対し支払われる金額は、後記「2 買戻し手続等」の項に定められている。

受益証券は、券面なしで発行され、受益証券の所有権は、受益者名簿（以下「受益者名簿」とい

う。)に記録される。管理事務代行会社は、受益証券の発行確認書を送付する。受益者名簿は、受益証券の所有権の確定的な証拠となる。確認書は、確認書の当初発行日現在の受益者名簿に表示される地位のみの証拠となる。管理事務代行会社は、受益者名簿を保管する。

受託会社および管理会社は、既存の受益者の事前同意を得ることなく、信託証書に基づき、トラストの他のシリーズ・トラストをそれぞれ個別の信託として設立する権利を有する。かかる他のシリーズ・トラストの受益者は、既存のシリーズ・トラストの受益者ではないが、一定の状況において、すべてのシリーズ・トラスト（場合による）の受益者は受託会社または管理会社の解任等の一定の共通する事項に関し議決権を有する場合がある。

特定のシリーズ・トラストの受益証券の発行または販売に関して管理事務代行会社が受領したすべての申込代金および同代金に帰属するすべての収益、利益または利得は、その形態の如何に関わらず、当該シリーズ・トラスト宛に指定され、当該シリーズ・トラストの受益者のみの利益のために分別して保有される。信託証書に基づき、受託会社および管理会社のいずれも、他のシリーズ・トラストに関連して発生した債務に関してあるシリーズ・トラストの信託財産から補償を受けることはできないことにも投資者は留意すべきである。

適格投資家

受益証券は、適格投資家である者に対し、かかる者のために募集され、発行され、かつ、かかる者によってのみ取得され、または保有されることができる。トラストの方針は、米国人またはケイマン人に対する受益証券の販売を許可しない。いかなる受益証券も、ケイマン人または米国人により保有されてはならない。トラストの方針はまた、販売が違法となる投資者に対する受益証券の販売も禁じている。受託会社は、管理会社と協議の上、かかる禁止に反して販売され、または別途取得された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

マネーロンダリング防止規定

マネーロンダリングの防止を目的とする規制に従うため、管理事務代行会社および販売会社は、すべての投資予定者に対し、自己の身元および資金源を証明する証拠の提供を要求することができる。受益証券の申込者が、身元または資金源の確認を目的として要求された情報の提供を遅滞し、または提供しなかった場合、管理事務代行会社および販売会社は、申込みの受付および申込金の受領を拒否することができる。

所有権の確認

投資者は、受益証券の保有に際し詳細を販売会社に確認するべきである。

販売会社に対し、毎年、販売会社が受益者名簿に登録されている旨および各シリーズ・トラストの受益者名簿において販売会社が保有を認められている受益証券口数が記載された所有権を確認する報告書が英語で発行される。管理事務代行会社は、受益証券に関する券面を発行してはならない。管理事務代行会社は、受益者でない投資者に対し報告書を送付してはならない。

管理事務代行会社は、受益証券のすべての発行、転換および譲渡が記録される各シリーズ・トラストの受益者名簿の管理につき責任を負うものとする。発行されたすべての受益証券は、受益者名簿に登録され、受益者名簿は、所有権の確定的な証拠となる。受益証券は、単独名義または4名以下の共同名義で登録することができる。受益者は、通常の営業時間中に管理事務代行会社の事務所において受益者名簿を閲覧できるものとする。

受益者の情報の変更は、管理事務代行会社に対し書面により遅滞なく通知しなければならない。

当初発行日における受益証券の購入に関する決済

支払は、通常、ファンドの当初発行日の午後3時（英国時間）までに、管理事務代行会社の資金徴収口座に対し、清算資金でなされるものとする。清算資金が支払期日までに受領されなかった場合、申込書は、管理事務代行会社の裁量により繰り越されることがある。支払われた金額が受益証券10口の倍数に対応しない場合、トラストは、適切な口数の受益証券を発行し、より小さな端数を表章する金額は、不合理に遅滞することなく販売会社に返還されるものとする。当初発行日より前に受領された申込金は、当初発行日までに顧客現金口座に送金される。充足または返還されるまで保有される資金については、いかなる利息も支払われない。

電子銀行振込による支払

SWIFTまたは銀行振込により決済を行う申込者は、自己の銀行に対し、適切な金額（手数料を控除後）を、関係する「GAMファンド・マネジメント・リミテッド資金徴収口座」に対し、上記「当初発行日における受益証券の購入に関する決済」に記載される申込手続および決済手続に従い受領されるよう、豪ドル貨で送金することを指図しなければならない。かかる方法による支払いにおいて発生する一切の手数料は、受益者の負担とする。受領金額が申込額を下回った場合、申込みは、実際の受領金額に変更される。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、当初申込期間中の日本における各営業日に申込みの取扱いが行われる。

受益証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売取扱会社とかかる契約を締結した投資者は、当初申込期間中の日本における営業日の通常の営業時間内において受益証券の申込みを行うことができる。

日本における販売会社は投資者について自らの最低受益証券保有口数を定めることができる。

投資者は、当初申込終了日までに申込金額を販売取扱会社に払い込むものとする。

さらに、前記「(1) 海外における販売手続等」の内容は随時日本における販売手続等にも適用される場合がある。

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し手続等

投資者は販売会社の定める手続に従って保有する受益証券の買戻しを請求することができる。請求書は、各投資者のためにノミニーとして指定販売会社が管理事務代行会社宛てに送付し、買い戻す受益証券の口数とともに、買戻代金の支払指図を記載しなければならない。買戻手続に関する詳細は販売会社から入手することができる。

販売会社は、管理事務代行会社に対し、ファンドの受益証券一口当たり純資産価額（以下「買戻価額」という。）から早期買戻手数料（適用ある場合）を差し引いた金額で、受益者が保有する10口以上10口単位の口数の受益証券を買戻日において買い戻すよう請求することができる。

買戻請求は、投資者により指定販売会社に対して提出することができ、販売会社は、管理事務代行会社に対して書面により英語で、郵便、ファックスもしくは電子メール（または管理事務代行会社が適宜決定するその他の方法）により転送する。ファックスまたは電子メールによる受益証券の

買戻請求は、後に書面で確認されなかった場合でも確定注文として扱われる。しかしながら、管理事務代行会社は、かかる請求が処理される前に販売会社に連絡を取り、当該請求に関する情報を確認する権利を留保する。ただし、かかる請求は、該当する買戻日の前暦月の10日の午後5時（英国時間）（以下「買戻通知期間」という。）までに管理事務代行会社により受領された場合に限り、関連する買戻日時点で有効となり、処理される。買戻通知期間外に受領された請求は、次の該当する買戻日まで保留され、当該日に適用される受益証券一口当たり純資産価額で買い戻される。管理事務代行会社は、その絶対的裁量により通知義務を放棄する権利を有する。祝日に該当する可能性ならびにクリスマス、新年、イースター、日本のゴールデン・ウィーク、中国の新年またはシリーズ・トラストの相当額の資産が投資されているその他の法域におけるその他の期間中、信頼できる価格の入手および当為対象の換価が困難になることを考慮して、管理会社は、管理事務代行会社に対し、買戻日を見送り、または他の買戻日で代用する権限または当該期間中に関係する終了時間を変更する権限を付与した。管理会社は、そうすることが受益者の利益に適うと判断する場合、随時、通知することなく、一定の暦年についてまたは一般的に買戻日を変更しまたはその数を増減することができる。

一度行われた受益証券の買戻請求は、管理事務代行会社はその絶対的裁量により取消を許可しない限り取消不能である。販売会社は、郵便、ファックスまたは電子メールによる販売会社の買戻請求書の提出に関連するリスクを認識し、かつ、受け入れ、またかかる請求が適切に管理事務代行会社に送付されるよう確保する。販売会社は、トラスト、管理会社、管理事務代行会社ならびにこれらの各取締役および従業員が、販売会社による請求の不受領によるいかなる損失についても責任を負わないことに同意する。販売会社は、請求の遅延もしくは不受領または請求の確認に起因する損失により生じる一切の請求につき、単独で責任を負い、トラスト、管理会社、管理事務代行会社ならびにこれらの各取締役および従業員を補償することに同意する。

最終買戻日における買戻し

受益者が買戻をしないことを選択した受益証券に関して管理会社もしくはその関連会社または販売会社が保有する受益証券を除き、最終買戻日にファンドにおいて発行済みのすべての受益証券は、適用ある買戻価額により最終買戻日に買い戻される。

受益証券の買戻しに関する決済

買戻代金は通常、管理事務代行会社が関係する買戻日および最終買戻日に関する純資産価額を公表した後10営業日以内に受益者に支払われる。しかしながら、買戻代金の支払は、（i）ファンドによる本債券に関する買戻額の受領に遅延がある場合、（ii）本債券または参照ファンドの株式の買戻しが停止され、またはいずれかの取引時点において買い戻すことができる株式の数が制限される場合、または（iii）本債券または参照ファンドの株式についての買戻代金が現金ではなく現物で支払われ、かかる現物による買戻しの対象となる資産を容易に清算することができない場合、そのすべてまたは一部が無期限に遅延することがある。

管理会社（もしくは管理会社の代理人）または管理事務代行会社は、受益者に支払う買戻代金の一部または全部を差し引き、受益者が信託証書に定める規定に基づいてトラストに関連して受託会社または管理会社に支払うべき未払い金額と相殺することができる。管理事務代行会社は、買戻代金または受益証券に関するその他の支払から、受託会社または管理会社がすべての公租公課に関して法律に基づいて控除する義務を負い、または控除することができる金額を控除することができる。

早期買戻手数料

購入された時期にかかわらず、受益証券が当初発行日から5年以内に買い戻される場合、買戻しを請求した販売会社には早期買戻手数料が課される。当該手数料は、当初発行日後1年以内に買い戻される場合には受益証券一口当たりの当初発行価格の5%、当初発行日後2年目（1年超、2年以内）に買い戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の4%、また当初発行日後3年目（2年超、3年以内）に買い戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の3%、当初発行日後4年目（3年超、4年以内）に買戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の2%、当初発行日後5年目（4年超、5年以内）に買戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の1%、その後は0%となる。

さらに、買戻しをする販売会社は、当初発行日から当初5年間、買戻した受益証券に係る未償却シリーズ・トラスト費用の一部割合を負担する。当該費用の正確な決定は、ファンドの発行規模が確定する、当初発行日にのみ可能である。ファンドの存続期間中のシリーズ・トラスト費用の総額は135万豪ドルになると見込まれている（当初発行日に決定される。）。概算で費用は5年間にわたり毎月0.045%で償却される予定である。実際の割合はファンドの設定規模による。買戻した受益者の費用の一部割合は、当初発行日から当初5年間、当初発行価格の割合として以下のように算出される。

$$[\text{シリーズ・トラスト費用総額}] \times \left((6 - [\text{当初発行日からの暦年}]) / 5 \right) \times (1 / ([\text{発行済み受益証券総口数}] \times [\text{受益証券一口当たり当初発行価格}]))$$

投資予定者は、受益証券一口当たりの買戻価額が受益証券一口当たりの当初発行価格を下回る場合、販売会社の買戻代金に対する早期買戻手数料および未償却シリーズ・トラスト費用が上記に記載される割合を超過することに留意すべきである。早期買戻手数料および未償却シリーズ・トラスト費用は、ファンドにより保持される。

買戻請求の取扱い

いずれかの買戻日にファンドに関して受け取った買戻請求の合計が管理会社はその絶対的裁量により決定した金額を超え、ファンドの運用を著しく損なう場合、管理会社は買い戻す受益証券の総数を管理会社が決定した範囲に制限するものとし、その際、ファンドに関して受け取った買戻請求は按分して制限されるものとする。上記の規定に従って制限された買戻請求の残りはその後の買戻日に受け取った買戻請求に優先して買い戻される。

純資産価額の算定が中止されている期間中受益証券の買戻しは行われぬ（詳細については、後記「第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 純資産価額の計算の停止」の項を参照のこと。）。

一旦、管理事務代行会社が買戻請求書を受け取った場合、受益者は書面で管理会社の許可を得ることなく買戻請求を撤回してはならない。

買戻代金は現金で支払われる。

強制的買戻し

管理会社または（管理会社と協議した上で）受託会社は以下の場合を含む（が、これらに限られない）理由で、買戻日の5営業日前までにすべてまたはいずれかの受益者に通知（買戻日に終了する。）をして、それまでに買戻しが行われていない受益証券の一部または全部を買戻日の買戻価額で買い戻すことができる。

（a）受益証券が直接または実質的に以下の者によって所有されていることに受託会社もしくは

- 管理会社が気づき、または受託会社もしくは管理会社がそのように考える理由がある場合
- (i) いずれかの国または政府機関が定めた法律または要件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者（その結果として、信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭上の不利益を被る場合）
 - (ii) 適格投資家でない者、もしくは適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者、または英文目論見書、信託証書もしくは関係する信託証書補遺に定める制限に反して受益証券を取得もしくは保有している者
 - (iii) 結果的に信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む法律上の、金銭上の、規制上のもしくは重大な運営上の不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者
- (b) 受益証券が関係するファンドの資産を投資した本債券が強制的に買い戻された場合
 - (c) 受益者が保有する受益証券の口数が関係するファンドに関して必要な最低金額の純資産価額に満たない場合
 - (d) 受益証券の移転により受益者が保有する受益証券の口数がファンドに関して必要な最低金額の純資産価額を満たすよう取得できず、または維持できなくなった場合
 - (e) 一名の受益者による買戻請求を承諾した場合に、結果的にファンドの発行済み受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産価額合計額が英文目論見書または信託証書補遺に定める最低数または最低金額を下回ることになる場合
 - (f) 保有する受益証券に関して受益者が支払うべき公租公課が受託会社または管理会社が支払を求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合
 - (g) 受益証券の申込みに関して申込書等において受益者が行ったいずれかの表明または保証が真実でないか、または真実でなくなったと管理会社が判断する場合
 - (h) 受益者が受益証券に関する購入代金を支払わない場合
 - (i) 買戻しを行うことがファンドの受益者の利益に適うと管理会社が合理的に判断する場合
 - (j) 交換、転換またはロールアップの方針を実行するために、管理会社の選択により、受益者に代わってあるシリーズの受益証券（以下「旧受益証券」という。）を買い戻して、直ちに買戻代金を別のシリーズの受益証券（以下「新受益証券」という。）の支払に充てることによって新受益証券と交換する場合
 - (k) いずれかのクラスもしくはシリーズを終了させるために当該クラスもしくはシリーズの受益証券を買い戻す場合および／または管理会社が当該クラスもしくはシリーズを終了させることを受託会社に通知した場合
 - (l) 受益証券が関係するファンドの信託財産がかかるファンドを効率的に運営するには不十分であると管理会社が合理的に判断した場合
 - (m) ケイマン諸島の法務、規制、政府または司法機関の命令に基づく場合

更に、管理会社は、(i) 受益者に対して買戻価額またはその他の価格で受益証券を保有する資格を有する者に受益証券を譲渡することを求める（管理会社が適当と考える形式の）通知を送付するか、または、(ii) 書面で受益証券の買戻しを請求する権利を有する。かかる通知が送付された者が30日以内に受益証券を譲渡するか、または書面で管理会社に受益証券の買戻しを請求することを怠った場合、上記の30日が経過した時点で既述した要領で保有するすべての受益証券の買戻しを請求したとみなされるものとする。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における投資者は、日本における各営業日に日本における販売会社を通じて、管理事務代行会社に対し受益証券の買戻しを請求することができる。受益証券の買戻し請求は、販売取扱会社が定める期日までに販売取扱会社に対して行うものとする。買戻し価額は、各買戻日における受益証券一口当たり純資産価額に基づき決定される。

受益証券の買戻しは10口単位である。

買戻し代金は、投資者が販売取扱会社との間でその他の通貨での支払に合意した場合を除き、口座約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて豪ドル貨で、原則として、評価公表日から起算して15営業日目までに支払われる。評価公表日は、各買戻日および最終買戻日における受益証券一口当たり純資産価額が販売会社に通知される日である。

購入された時期にかかわらず、受益証券が当初発行日から5年以内に買い戻される場合、買戻しを請求した投資者には早期買戻手数料が課される。当該手数料は、当初発行日後1年以内に買い戻される場合には受益証券一口当たりの当初発行価格の5%、当初発行日後2年目（1年超、2年以内）に買い戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の4%、また当初発行日後3年目（2年超、3年以内）に買い戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の3%、当初発行日後4年目（3年超、4年以内）に買戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の2%、当初発行日後5年目（4年超、5年以内）に買戻される場合は受益証券一口当たりの当初発行価格の1%、その後は0%となる。

さらに、買戻しをする投資者は、当初発行日から当初5年間、買い戻した受益証券に係る未償却シリーズ・トラスト費用の一部割合を負担する。当該費用の正確な決定は、ファンドの発行規模が確定する、当初発行日にのみ可能である。ファンドの存続期間中のシリーズ・トラスト費用の総額は135万豪ドルになると見込まれている（当初発行日に決定される。）。概算で費用は5年間にわたり毎月0.045%で償却される予定である。実際の割合はファンドの設定規模による。買い戻した投資者の費用の一部割合は、当初発行日から当初5年間、当初発行価格の割合として以下のように算出される。

$$\begin{aligned} & [\text{シリーズ・トラスト費用総額}] \times \left((6 - [\text{当初発行日からの暦年}]) \div 5 \right) \times \\ & \left(1 \div \left([\text{発行済み受益証券総口数}] \times [\text{受益証券一口当たり当初発行価格}] \right) \right) \end{aligned}$$

投資予定者は、受益証券一口当たりの買戻し価額が受益証券一口当たりの当初発行価格を下回る場合、販売会社の買戻し代金に対する早期買戻手数料および未償却シリーズ・トラスト費用が上記に記載される割合を超過することに留意すべきである。早期買戻手数料および未償却シリーズ・トラスト費用は、ファンドにより保持される。

さらに、前記「(1) 海外における買戻し手続等」の内容は随時日本における買戻し手続等にも適用される場合がある。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

① 純資産価額の計算

管理事務代行会社は、ファンドの信託財産として保有する本債券およびその他の資産の価額に基づいて、ファンドの受益証券の純資産価額を算定するものとする。ファンドの受益証券の純資産価額は小数第2位まで算定することができ、受託会社は、このような切捨ての利益を、当該シリーズ・トラストの信託財産への加算額として留保することができる。

ファンドは、通常、各評価日の午後11時（英国時間）にその投資の評価を行う方針である。

本債券の価値は、本債券の要項に基づく原則に従って算定される。

管理会社は、各評価日における管理会社が定める評価時点において各シリーズ・トラストの純資産価額および各シリーズ・トラストの受益証券一口当たり純資産価額を各シリーズ・トラストの基準通貨で計算するものとし、または管理事務代行会社に計算させるものとする。

純資産価額または受益証券一口当たり純資産価額を計算する際に、管理会社または管理事務代行会社は、国際財務報告基準が以下に記載された評価原則とともに適用されるものとする。

- (a) 証券取引所において値付けされ、上場され、売買されまたは取引されている投資対象の評価額は、当該評価日の当該証券取引所の立会終了時の（または投資運用会社が決定するその他の時点の）入手可能な最終の取引価格（取引の成立がない場合は、入手可能な最終の買気配値）を参照して計算するものとする。
- (b) 店頭市場において取引され、または売買されている投資対象の評価額は、当該評価日における入手可能な最終の買気配値を基準にして計算するものとする。
- (c) 相場が公表されていない転換社債およびその他の株式関連債券は、取得原価に、該当評価日までの未払経過利息を加算し、当該証券の残存期間にわたり償却される額面額に対するディスカウントまたはプレミアムに対応する金額（もしあれば）を加減して評価するものとする。
- (d) 手持ちまたは預金上の現金、手形および要求払手形、受取勘定、前払費用ならびに宣言済または上記のように発生済であるが未受領の配当金および利息の額面金額または宣言金額は、その全額の支払または受領の見込みが低い場合を除き、その全額と仮定する。資産の全額支払または全額受領の見込みが低い場合、受託会社は、投資運用会社が適切と判断するところに従い、その評価額を割り引くものとする。

管理会社または管理事務代行会社は、純資産価額または個別のシリーズ・トラストまたはそのクラスもしくはシリーズを当該シリーズ・トラスト（またはそのクラスもしくはシリーズ）の基準通貨へまたはこのような基準通貨から転換することを要する計算を行うために、該当する評価日に合理的に入手可能であると管理会社または管理事務代行会社が判断する為替レートを使用することができる。

管理会社または管理事務代行会社が算定した純資産価額または一口当たり純資産価額は、悪意または明らかな誤りがない限り、最終的かつ確定的であるものとする。悪意または明らかな誤りがない限り、管理会社は、第三者により管理会社に提供された評価額に依拠して行われた純資産価額の計算における誤りに関して責任を負わないものとする。管理会社および管理事務代行会社は、公認されている価格情報源、評価エージェント、副運用者またはその他の第三者により管理

会社または管理事務代行会社に提供された評価額に依拠することに関して、明白な誤りがない場合は、完全に保護されるものとする。受託会社は、管理会社または管理事務代行会社による個別のシリーズ・トラストの信託資産の評価または純資産価額の計算（またはこのような計算に関して犯された誤り）に関して、責任を有せず、いかなる状況においても責任を負わないものとする。

② 純資産価額の決定の停止

シリーズ・トラストの純資産価額および／または受益証券一口当たり純資産価額の決定、ならびにシリーズ・トラストの受益証券を買い戻す受益者の権利は、管理会社により、いつでも、一切のシリーズ・トラストにつき、管理会社はその絶対的裁量により決定する期間中、以下の状況を含むいかなる理由でも停止される可能性がある。

- (a) 当該シリーズ・トラストの信託財産内の投資対象の大部分につき各時点において値付けが行われている主要な市場または証券取引所が（通常の休日以外の理由で）閉鎖され、または取引が大幅に制限され、もしくは停止されている期間
- (b) 緊急事態により、当該シリーズ・トラストの信託財産内の投資対象につき、受託会社によるまたは受託会社のための実現性のある処分が阻害されている期間
- (c) 当該シリーズ・トラストの資産の投資先である主体に係る投資対象の純資産価値の計算またはそのような投資対象を償還させまたは買い戻させる権利が停止されている期間
- (d) 投資対象の価格または市場もしくは証券取引所の最新価格を算定する際に通常使用している通信手段が故障している期間
- (e) 投資対象の処分または支払に伴う資金の送金ができない期間
- (f) 管理会社に当該シリーズ・トラストの信託財産に含まれる資産の大部分を売却させ、または当該シリーズ・トラストを終了させる事由が（管理会社の裁量による判断において）発生した場合
- (g) 管轄権を有する司法当局または政府当局の命令による場合

影響を受けるすべての受益者は、かかる停止について7日以内に書面で通知され、かかる停止の終了後速やかに通知を受ける。

ファンドは、本債券の要項に特定されるとおり、現金支払のためにまたはこれに代えて、参照ファンドが保有する一もしくは複数の集団投資スキームに係る持分またはその他の資産を受領することを余儀なくされる場合がある。参照ファンドが保有する資産をファンドが受領した場合、管理会社は、自らが決定する価格で当該資産の換価処分を目指すことができる。ファンドが資産を受領した日から30日以内に換価処分を行うことができなかつた場合、管理事務代行会社は、管理会社と協議の上、ファンドの純資産価額を計算する目的において、かかる資産価値の評価をゼロとすることを決定することができる。

上記が一般的に意味することを損なうことなく、ファンドの純資産価額および／または受益証券一口当たり純資産価額の決定、ならびにファンドの受益証券を買い戻す受益者の権利は、本債券の発行会社が本債券の純資産価額の決定、本債券の発行もしくは買戻しを停止した場合または信託証書に記載されるいずれかの状況において停止される可能性がある。

(2) 保管

受益証券の券面は発行されない。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社により保管され、日本の

受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。
ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 信託期間

ファンドは、後記「(5) その他 ② ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了しない限り、満期日に終了する。

(4) 計算期間

ファンドの決算期は毎年12月31日である。

(5) その他

① 発行限度額

受益証券の発行限度額は2億5,000万豪ドルである。

② ファンドの解散

ファンドは以下に定めるいずれかの事由が最初に発生した時に終了するものとする。

- (a) ファンドを存続させ、または別の法域に移転させることが違法となるか、または非経済的、不可能、不得策もしくは受益者の利益に反すると受託会社もしくは管理会社が判断した場合
- (b) ファンドに関する信託証書補遺または英文目論見書の条件によって定められた日または状況が発生した場合
- (c) 任意または強制的な買戻しによりすべての発行済受益証券が買い戻された場合
- (d) ファンドの受益者がシリーズ・トラスト決議によってそのような決定を下した場合
- (e) 信託証書の作成日に開始しその後149年の経過により終了する期間の最終日。
- (f) 受託会社もしくは管理会社が退任する旨を書面で通知し、または受託会社もしくは管理会社が強制清算もしくは任意清算（受益者決議によって事前に承認した再建を目的とする任意清算を除く。）に入り、受託会社が上記の通知を送付し、または清算に入ってから30日以内に、受託会社、管理会社または受益者が受託会社または管理会社に代わって受託会社または管理会社の職を引き受ける用意のある別の個人または法人を任命できない場合。

ファンドが以下に定める規定に基づいて終了した場合、管理会社は直ちにその旨を受益者全員に通知するものとする。

適用法を条件として、ファンドが終了した場合には次の通りとする。

- (a) 管理会社または管理事務代行会社に提出され、実行されていないすべての買戻請求事前通知は取り消されたとみなすものとする。
- (b) 管理会社は、ファンドの信託財産を構成する十分な投資対象を売却または換金して、ファンドに関して受託会社が実施した借入れを（利息と一緒に）すべて返済するとともに、ファンドのすべての費用、請求金額、手数料、税および課徴金をまかなうものとする。このような換金および借入れの返済は、管理会社が決定するファンドの終了後の合理的な期間内に管理会社が決定する方法で遂行され完了されるものとする。
- (c) 管理会社はファンドの信託財産を構成する残りの投資対象および資産をすべて換金する

ものとする。

(d) 管理会社は、終了日に受益者登録簿に受益者として記載されているファンドの各受益者に対し、ファンドの信託財産に含まれる資産の換金から得た正味現金収入およびその時点でファンドの信託財産の一部を構成し、分配のために利用可能なその他の現金に係る各受益者の比例持分を分配するものとする。このような分配は、当該終了日後できる限り迅速に行われなければならない。

受託会社または管理会社は、それぞれ、手元資金から、ファンドの終了に起因し、または関連して受託会社または管理会社が負担し、支払い、または認識したすべての手数料、税および課徴金、その他のコスト、料金、費用、請求額および要求額の十分な引当てを確保することができる。

ファンドを終了日以降も継続することが受益者の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断した場合、受託会社および管理会社は、終了日の90日前までに各受益者に対し書面で通知することにより、ファンドの存続期間を、当該通知に明記される期間（10年を超えてはならない。）だけ延長することを選択することができ、この場合、ファンドは、（前項に記載される状況により早期に終了されない限り）終了日に終了せず、当該通知に明記される変更後の終了日まで継続する。

③ 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、信託証書に定める条件に従い、関係するシリーズ・トラストの受益者に書面の通知をした上で（シリーズ・トラストの決議によって放棄することができる。）、補遺書により、管理会社がシリーズ・トラストの受益者の最善の利益に適うと判断する範囲および要領で、当該シリーズ・トラストに関係する信託証書または信託証書補遺に定める規定を変更し、修正し、または追加することができる。

ただし、管理会社または受託会社が、(i) かかる変更、修正または追加によりシリーズ・トラストの当該時点の既存の受益者の利益が著しく損なわれることはなく、受益者に対する受託会社または管理会社の責任が免除されることもないと判断したこと、または(ii) 会計上、法律上または政府の要件（法的効力を有するか否かを問わない。）に従うためにかかる変更、修正または追加が必要となると判断したことを書面により証明しない限り、かかる変更、修正または追加には、変更、修正または追加に同意する受益者の決議またはシリーズ・トラストの決議が必要となるものとする。信託証書または信託証書補遺のいかなる変更、修正または追加も、受益者に対し、自己の受益証券に関する追加の支払を行う義務または債務を引き受ける義務を負わせないものとする。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が60日前に他の当事者に対し、書面により解約を通知することにより、またはその他の方法により解約されるまで有効に存続する。

本契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更されうる。

管理事務代行契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が1か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知することにより、またはその他の方法により解約されるまで有効に存続する。

本契約は、イングランドおよびウェールズの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、

同法に基づき変更されうる。

保管契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が90日前に他の当事者に対し、書面により解約を通知することにより、またはその他の方法により解約されるまで有効に存続する。

本契約は、オランダの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更されうる。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

本契約はイングランドの法律に準拠し、同法により従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

販売契約

本契約は、一当事者が他の当事者に対し、書面による通知を90日前になすことによりこれを解約することができる。

本契約は、イングランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

2 開示制度の概要

A. ケイマン諸島における開示

① ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2007年改正）に基づきミューチュアル・ファンドとして登録することまたは規制されることが義務付けられていない。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局はいずれも英文目論見書の要項または利点について判断または承認していない。ケイマン諸島において投資者が利用できる投資補償制度は存在していない。

② 受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了する。監査済み財務書類は、国際財務報告基準に従って作成され、決算日後6か月以内に受益者に電子的に送付される。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）である。

ファンドの第一期の年次報告書は、平成21年12月31日に終了する期間に対して作成され、最初の半期報告書は平成22年6月30日に終了する期間に対して作成される。

B. 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にトラスの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載し

た目論見書（以下「交付目論見書」という。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（以下「請求目論見書」という。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局またはEDINETにおいて閲覧することができる。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、トラストの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合または他の信託と併合をしようとする場合、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

3 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。

(i) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有する。

(ii) 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができる。

(iii) 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

(iv) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(v) 議決権

受益者は、限られた議決権を有する。信託証書には、受託会社または管理会社の任命および解任、トラストの他の法域への移転の承認または信託証書の変更の承認（一定の限られた例外がある。）等の特定の場において、受益者の投票が必要となる旨が記載されている。この場合、シリーズ・トラストの発行済み受益証券のシリーズ・トラスト決議が（投票または同意書により）可決されるか、または全シリーズ・トラストの発行済み受益証券の受益者決議が（投票または同意書により）可決されるものとする。

(2) 為替管理上の取扱い

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 本邦における代理人

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(i) 管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(ii) 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、
弁護士 中野 春芽

同 橋本 雅行

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 裁判管轄等

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4 ファンドの経理状況

ファンドの運用は、受益証券の当初募集の終了後、平成21年8月31日から開始する予定であり、ファンドは、現在何ら資産を保有していない。ファンドの会計監査は、プライスウォーターハウスクーパースに委託されている。

ファンドの会計年度は毎年12月31日に終了する。第一期の会計年度は、平成21年12月31日に終了する。

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

該当事項なし。

(2) 損益計算書

該当事項なし。

(3) 投資有価証券明細表等

該当事項なし。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

該当事項なし。

第5 販売及び買戻しの実績

ファンドの受益証券は、平成21年7月13日から販売される。

